

# 欧州における地域活性化のための 中小企業政策

## —英国の政策・企業法制を中心に—

藤 野 洋  
(商工総合研究所)  
主任研究員

### < 要 旨 >

- 「中小企業優先 (Think Small First)」を経済政策の基本理念とするEUは「欧州中小企業議定書 (SBA)」を策定した。SBAの目的は、政策的に起業を支援し地域内の潜在力をイノベーションにつなげ、経済発展を促すことである。具体的には、①金融へのアクセスの改善、②市場へのアクセスの改善、③競争力・持続可能性のための枠組みの改善、④起業家精神の醸成で、中小企業の公共調達への参入促進と起業家教育の国家戦略化が今後の課題となっている。
- EUは、中小企業政策を地域で実施する際に、地域開発政策との一体化を指向しており、地方政府のキーパーソンを結節点とする産学官民連携を推奨している。OECDも両政策の一体化を指向するとともに、社会から排除された地域や人が存在しない経済 (包摂的経済) の構築のために、社会的企業の支援も重視している。
- 英国中小企業について国レベルで見ると、個人自営業を中心として起業数が長期にわたって増加している。また、社会的企業のプレゼンスも高い。地域レベルで見ると、イングランド、特にロンドンとその近郊で高スキルの個人自営業が急増しているが、地域間の経済格差が大きい。
- 2010年代の英国の中小企業政策をみると、EUに先立って、①金融へのアクセスの改善 (スタートアップ・ローン等の英国ビジネス銀行の施策他)、②市場へのアクセスの改善 (公共調達への参入の簡素化やICTを利用したサービス輸出の支援)、③競争力・持続可能性のための枠組みの改善 (成長バウチャーによるマネジメント・スキルの向上と行政改革)、④起業家精神の醸成 (ICTの活用や産学官民連携による初等段階からの起業家教育、教育者等のスキル向上) 等に加えて、⑤社会的企業への投資優遇税制が実施されてきた。地域開発政策と中小企業政策の統合政策として、行政管轄内に限定されない民間主導の協力体 (Local Enterprise Partnerships) が各地域で構築されている。起業環境は過去最良であり「中小企

業は黄金時代」を迎えていると2015年2月に評価された。

- 「中小企業優先」を始めとして企業に関する政策の根拠となる基本的な法律は会社法である。2006年英国会社法において中小企業と創業に関する負担が軽減された。さらに、取締役に対する地域社会の利益への考慮を義務づけ（172条）、社会的企業のための法人格である「コミュニティ利益会社」の制度化等も行われ、中小企業政策と地域開発政策の一体的な運営の基礎をなしている。
- 欧州、特に英国の中小企業政策から日本への含意を導出すると、①初等教育から高等教育までの切れ目のない起業家教育の制度化、②自治体の管轄で制約されない多様なステークホルダーの連携による地域開発政策と中小企業政策の一体化、③地域社会の活性化にとって支援的な会社関連法制の整備、が重要であることが示唆されている。

## 目次

### 緒言

#### 〔1〕 欧州の中小企業政策

##### 1. EUの中小企業政策

###### 1.1 “Think Small First.” と欧州中小企業憲章

###### 1.2 政策展開の根拠としての欧州中小企業議定書（SBA）

###### 1.3 欧州2020戦略とCOSMEプログラム

###### 1.4 COSMEプログラムの主要項目

###### 1.5 今後の方向性

##### 2. 地域中小企業に関する欧州の政策理念と実施体制

###### 2.1 EU

###### 2.2 OECD

##### 3. 欧州の地域中小企業政策の小括

#### 〔2〕 英国の中小企業政策

##### 1. 英国中小企業の経済構造

###### 1.1 国レベル

###### 1.2 地域レベル

#### 2. 英国の中小企業政策

##### 2.1 先行研究からみた2000年代までの概況

##### 2.2 2010年代の中小企業政策

##### 2.3 地域開発政策と一体化した中小企業政策

##### 2.4 2010年代の中小企業政策の評価

#### 3. 地域活性化のインフラとしての英国の企業法制

##### 3.1 2006年英国会社法に見る「中小企業優先」

##### 3.2 地域社会の利益の維持・増進を目的とする会社関連法制

#### 結語－欧州・英国の中小企業政策の評価と日本への含意

#### 【主要英文略語凡例】

#### 【参考・引用文献】

## 緒言

日本の地方では人口減少等から地域活性化が喫緊の課題となっており、政府はまち・ひと・しごと創生本部を設立し、各種の政策を打ち出している。欧州でも、地域経済の活性化が課題となっており、EUは「Think Small First.」（中小企業優先）を理念として、地域社会と経済の担い手としての中小企業を競争力の源泉と位置付け、加盟国とともに中小企業政策を展開している。EUの政策の理論的支柱は英国が構築している。英国の中小企業政策の特徴は、欧州全域で求められている「社会的結束（social cohesion）」（詳細は本論に後述）の維持と地域社会の活性化を目的としており、さらには政府支出の増加を抑制できるように、1990年代末期以降、産学官民連携等、民間の活力を利用することを重視している点である。このため、EU、ないしは英国の中小企業政策の体系から、地域活性化に寄与する政策とその理念を研究することは、日本の中小企業政策にとっても意味があると思量される。

議論を先取りすると、地域活性化のための中小企業政策の基本的な理念として欧州と英国では以下の点が重視されている。

- ・ 中小企業政策と地域開発政策の一体的な展開
- ・ 起業家（企業者）の育成とそのためのICT（情報通信テクノロジー）を中心とする知識経済対応型のスキル形成の教育制度への埋め込み
- ・ 国と地方政府だけでなく、多様なパートナー（中小企業の雇用主、初等・中等教育

機関、高等教育機関、社会的企業等）の連携による民間活力の政策への導入

- ・ イノベティブな高成長企業を梃子としつつも、ローテクな一般的中小企業や社会的企業にも目配りし、控え目な利得を目指す「包摂的経済」モデル（後述）への指向

本稿の構成は以下の通りである。まず、〔1〕で欧州の中小企業政策について、EUとOECDの資料に依拠して、地域での政策実施体制、あるいは地域開発政策との関連を含めて論じ、章末で欧州の地域中小企業政策を総括する。〔2〕では、英国の中小企業の経済構造を国レベルと地域レベルで概観した上で、先行研究を踏まえて2000年代までの政策を概観する。然る後に、主に2010年代の政策を全国的なものと地域活性化を眼目とするものの順に論じ、英国の政策を評価する。さらに、地域活性化に資する企業法制についても論じる。結語では、日本の地域活性化に対する含意を導出した後に、今後の研究課題を整理する。なお、本稿は性格上、テクニカルな記述が多く、かつ欧州（EU、OECD）と英国の政策を、それぞれ全体レベルと地域レベルの二段構えで論じる構造となっている。このため、本編の見取り図として、欧州（EU、OECD）の政策（〔1〕）とEUを先導している英国の政策（〔2〕）の対応関係を次ページに示している。

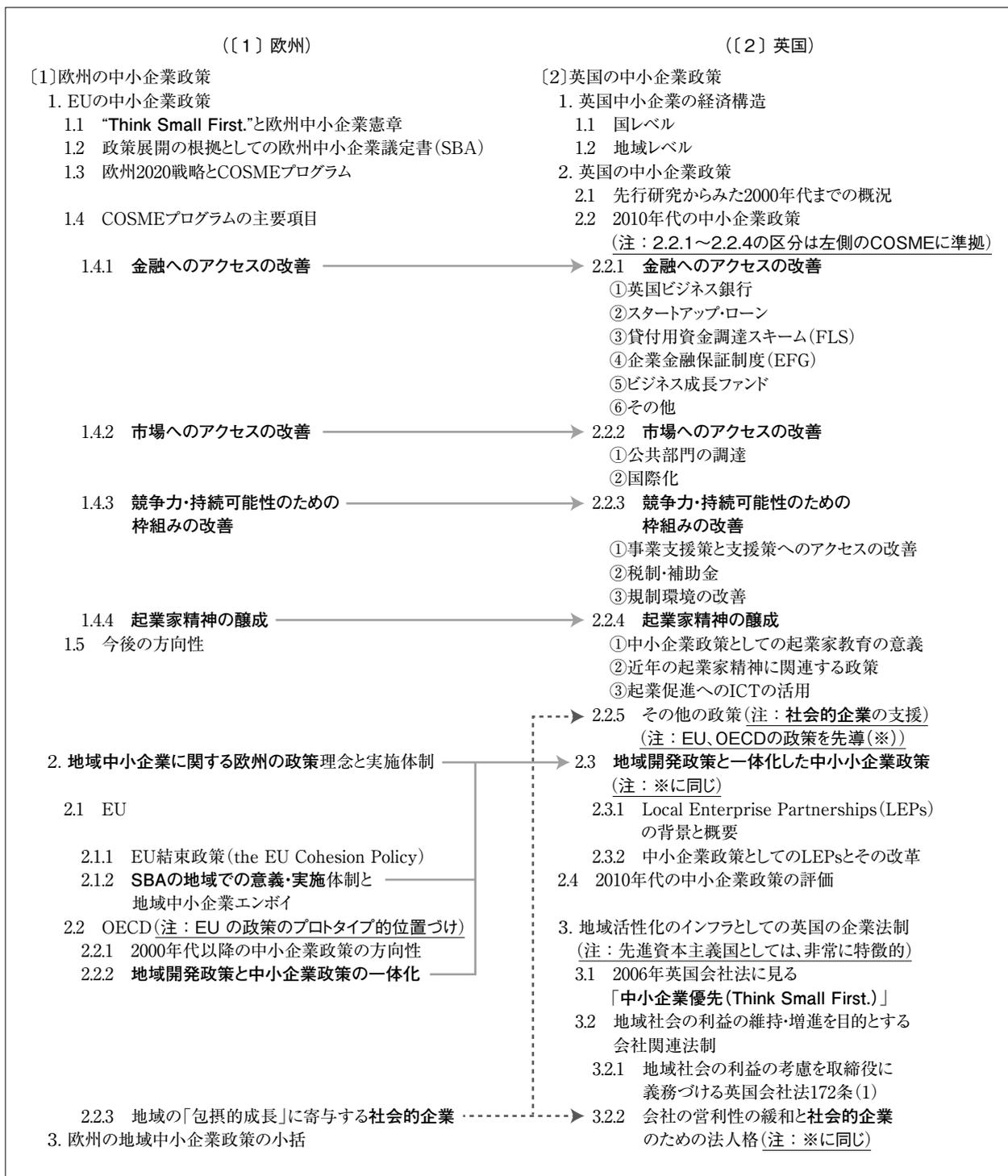
本稿の特徴は以下の通りであるが、筆者が調べた範囲内では全てを兼ねた日本国内での研究は見当たらなかった。

- ・ 2010年代のEU、OECD、及び英国の中小企業政策について論じている。

・英国の中小企業政策および中小企業の経済構造を国レベルだけではなく、地域レベルでも分析している。

・英国中小企業の地域経済構造の分析方法として横断面での地域間比較を行っている。

〔1〕と〔2〕の対応関係



## 〔1〕 欧州の中小企業政策

### 1. EUの中小企業政策

#### 1.1 “Think Small First.” と欧州中小企業憲章

EU（欧州連合）では、2000年のリスボン戦略（対象期間を2000～2010年とする総合的な経済戦略）以降、経済が知識ベースへと変化する中で、域内のイノベーションと雇用の担い手として中小企業の重要性が認識された。このため、2000年に採択されたEUの「欧州中小企業憲章（European Charter for Small Enterprises）」（以下、「憲章」）の「EU中小企業政策の基本的な理念」<sup>1</sup>として、後に「中小企業優先（Think Small First.）」として位置付けられる概念を導入した。この概念は、EUの「各施策への中小企業重視の姿勢を求める根拠」となっている。このため、EU加盟国である「英国政府などは『Think small first』の語を自国の中小企業政策の基本理念に掲げ、その積極姿勢の証左とするように努めている」。

#### 1.2 政策展開の根拠としての欧州中小企業議定書（SBA）

「中小企業優先」の概念を政策として域内に展開するために、「EUの旗艦的政策イニシアテ

ィブ（EU's flagship policy initiative）」<sup>2</sup>として2008年に欧州委員会（EC）が制定したのが、「欧州中小企業議定書（A Small Business Act for Europe）」<sup>3</sup>（SBA）である。その中核は、①起業家（企業者）とファミリー・ビジネスが繁栄し、起業家精神が報われる環境の創造、②倒産に直面した誠実な起業家（企業者）が第二の機会を迅速に入手できることの保証、③「中小企業優先」の原則にしたがったツールのデザイン、④中小企業のニーズに敏感な行政の実施（筆者注：規制環境の改善）、⑤公共政策のツールの中小企業のニーズへの適合化：公共調達への中小企業の参加を促進し、中小企業を対象とする国家の補助の可能性をより良く活用すること、⑥中小企業の金融に対するアクセスを促進し商取引での適時支払を支援するための、法制上・事業上の環境の発展、⑦（EU）単一市場が提供する機会から中小企業がより多くの利益を得るための支援、⑧中小企業のスキル及びすべての形態のイノベーションのアップデートの促進、⑨（自社にとっても課題となっている地球）環境問題を中小企業が（ビジネス）チャンスへと変換することの支援、⑩中小企業がEU域外の市場の成長から利益を得るように奨励・支援すること（国際化）、という10原則である<sup>4</sup>。ECは、この10原則の内、根本理念である

1 三井逸友『中小企業政策と「中小企業憲章」―日欧比較の21世紀』（花伝社、2011）、169頁。なお、三井（2011）では、①“Think Small First”を「小企業を第一に考える」、②“European Charter for Small Enterprises”を「欧州小企業憲章」、③“A Small Business Act for Europe”を「欧州『小企業』議定書」と翻訳しているが、本稿では、文脈から判断して、「小企業」の箇所を「中小企業」に置き換えている。また、①は「中小企業優先」と翻訳している。

2 EC, 2014 SBA Fact Sheet: United Kingdom (2014), [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/facts-figures-analysis/performance-review/files/countries-sheets/2014/uk\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/facts-figures-analysis/performance-review/files/countries-sheets/2014/uk_en.pdf) at 1.

3 EC, “Think Small First”: A “Small Business Act” for Europe (2008), COM (2008) 394, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008DC0394&from=EN>

4 EC, *supra* note 3 at 4.

①の「起業家（企業者）」の原文は、英語が“entrepreneurs”、ドイツ語が“Unternehmer”である。文脈から見て、新しく企業を創業する者という意味での「起業家」だけでなく、シュンペーターが『経済発展の理論』（1926）で新結合（イノベーション）の担い手として指摘した「企業者」（Unternehmer）を含んでいる。このため、本稿では「起業家（企業者）」と訳出している（「企業者」は、ジョセフ・A・シュンペーター（塩野谷祐一=中山伊知郎=東畑精一訳）『経済発展の理論』岩波書店（1980）改訂第1刷における“Unternehmer”の邦訳語）。なお、“entrepreneurship”は「起業」あるいは「起業家精神」と訳しており、“enterprise”は文脈上の要請で「企業家精神」と訳した場合がある。

「③中小企業優先」を除く、9つの原則に準拠して加盟国が中小企業政策を展開しているかどうかを自己評価する際の一助とすることを目的として、加盟国ごとに「SBA Fact Sheet」を毎年作成している。これは、9つの原則に関連する各種の指標（例えば、「①起業家精神」では、起業家精神に関する調査（GEM）の起業活動率（TEA）が指標の1つとして含まれる）がEU加盟国の平均を上回っているか否かを判断材料として、9つの原則毎に実績と進展度合いを評価している。

### 1.3 欧州2020戦略とCOSMEプログラム

リスボン戦略の後継戦略として、EUは2010年に「欧州2020戦略（Europe 2020 strategy）」を決定した（対象期間は2020年まで）。ここでも、中小企業の重要性が再確認され、SBAの主要な原則が維持されているが、同戦略の具体化の方向性を示した欧州競争力評議会（2009年12月4日）では、SBAでの三大優先課題（金融へのアクセス、規制環境の改善、単一市場と域外市場へのアクセスの強化）が特に強調された。同年12月15日には、上記の三大優先課題に起業家精神の醸成を加えた4つの課題がSBAの実施に関する報告に盛り込まれた<sup>5</sup>。

2014年から2020年までを対象期間として、この4つの課題を推進する政策イニシアティブがCOSME（the EU programme for the Competitiveness of Enterprises and Small and

Medium-sized Enterprises（SMEs）：企業競争力と中小企業のためのEUプログラム）である。これは、①中小企業を中心とするEU域内企業の競争力の向上と②既存の、あるいは今後創業者の中小企業に対する支援を目的としており、具体的には、上記の4つの課題が、①中小企業の金融へのアクセスの改善、②市場へのアクセスの改善、③EU域内企業（特に、中小企業）の競争力・持続可能性のための枠組み<sup>6</sup>の改善、④起業家精神の醸成の4項目を内容とする枠組みとして再定義され、SBAの政策展開の実効性向上が企図されている（COSMEによってSBAが放棄されたわけではないことには留意されたい）。

### 1.4 COSMEプログラムの主要項目

ここでは、上記の4項目についてのCOSMEの主要な政策（**図表1**）を概観する<sup>7</sup>。

#### 1.4.1 金融へのアクセスの改善

第一に、ローン保証制度（the Loan Guarantee Facility：LGF）である。これは、22万～33万社の中小企業が140億～220億ユーロの負債性資金を調達できるように直接保証と再保証（counter-guarantees）を行う制度である。直接保証は、適格中小企業（担保不足などリスクの高い企業）に貸付・リースを行う金融機関に対して当該中小企業が負担する債務について、欧州投資ファンド（the European Investment

5 EC, *Report on the implementation of the SBA* (2009a), COM (2009) 680, available at [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/small-business-act/implementation/files/sba\\_imp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/small-business-act/implementation/files/sba_imp_en.pdf).

6 「枠組み」の部分の原文は“FRAMEWORK CONDITIONS”であり、本来的な意味合いは「枠組みを規定する条件・外部環境」であると思われるが、日本語としての理解のしやすさを考慮して「枠組み」と略している。

7 <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/9783>.

(図表1) COSMEプログラムの主な項目

No.	項目	内容
1.4.1	金融へのアクセスの改善	・ローン保証制度（直接保証、再保証） ・成長資本制度
1.4.2	市場へのアクセスの改善 （市場は、EU域内・域外 両方）	EU域内外の市場機会活用のための支援策 ・欧州企業ネットワーク（中小企業の支援組織のネットワーク） ・Webツールへの資金づけ（域内での事業の情報提供、国際化支援の情報提供） ・知的財産権中小企業ヘルプデスク
1.4.3	競争力・持続可能性のた めの枠組みの改善	・行政上・規制上の負担の削減 ・新興産業の支援 ・世界的クラスターの形成支援
1.4.4	起業家精神の醸成	・起業家のための教育、メンタリング、指針・支援サービスの開発（ICTを活用した起業を重視）

Fund:EIF)<sup>8</sup>が保証する制度であり、再保証は、適格中小企業向けの貸付・リースを保証する金融機関が負担する保証債務について、EIFが保証する制度である。直接保証および再保証の限度額の算式は下記の通りである。

$$\begin{aligned} & \text{〔EIFの（再）保証限度額〕} \\ & = \text{〔ローン金額、あるいは金融機関の保証金額〕} \\ & \times \text{〔保証割合（上限50%）〕} \times \text{〔予想損失率〕} \end{aligned}$$

第二に、成長資本制度（the Equity Facility for Growth: EFG）である。これは、360～560社の中小企業が26億～40億ユーロの資本性資金を調達できるように、エクспанション、あるいはグロース・ステージの中小企業<sup>9</sup>に対して、選定されたファンドを通じてEIFがVC投資、あるいはメザニン融資を行う制度である。

#### 1.4.2 市場へのアクセスの改善

EUは域内の単一市場からの利益の享受と

EU域外の市場での機会を活用できるように、欧州の中小企業を支援している。第一に、欧州企業ネットワーク（the Enterprise Europe Network (EEN)）への資金づけを行っている。EENは、中小企業のビジネス・技術のパートナーの発見、EU法制の理解、EUでの金融アクセスを支援するネットワークであり域外を含む50カ国超の600超の組織で構成されている。第二に、Webツールへの資金づけを行っており、支援対象として、①欧州での事業ポータル（the Your Europe Business portal）と②中小企業国際化ポータル（the SME Internationalisation Portal）がある<sup>10</sup>。①は欧州域内での事業運営についての実務的な情報を提供するポータルサイトであり、②は欧州域外での事業活動の開発を望む企業に対して、対象国、国際化の態様（輸出、輸入、技術協力、国を跨ぐ下請先のマッチング、国を跨ぐ元請先のマッチング、直接投資）、業種ごとに、EUの支援策、自国、他のEU加盟国、対象国の支援機関に関する情報を提供す

8 EIFは、「EUの銀行」としての役割を担っている欧州投資銀行（European Investment Bank: EIB）グループの一部であり、起業、成長、イノベーション、R&D、雇用及び地域開発の分野で欧州の中小企業のためにリスク性資金を供給する。株主はEIBとEU（窓口はEC）、及び広範囲の公的・民間金融機関。LGFのような欧州全域を対象とする施策の他に、特定の国・地域を対象とする施策も展開している。

9 日本で言うところのベンチャー・ビジネス（VB）。シード、あるいはアーリー・ステージのVBも含む（EFG Web: [http://www.eif.org/what\\_we\\_do/equity/single\\_eu\\_equity\\_instrument/cosme\\_efg/index.htm](http://www.eif.org/what_we_do/equity/single_eu_equity_instrument/cosme_efg/index.htm)）。以下では、同様の趣旨・文脈での中小企業について論じる際、「VB」の語を使用する場合がある。

10 ①[http://europa.eu/youreurope/business/index\\_en.htm](http://europa.eu/youreurope/business/index_en.htm)

②<https://webgate.ec.europa.eu/smeip/>

るポータルサイトである。第三に、知的財産権中小企業ヘルプデスク（IPR (intellectual property rights) SME Helpdesks) というWeb経由で知的財産権に関する問題に直面している中小企業に対する助言・支援を行うヘルプデスクを欧州、中国、東南アジア、メルコスール（ラテンアメリカ）の4種類設けている。このヘルプデスクによって、欧州あるいは現地の専門家から知的財産権に関する助言等を受け、場合によってはより専門的な機関にもアクセスすることが可能である。

### 1.4.3 競争力・持続可能性のための枠組みの改善

第一に、中小企業についての関連EU法の影響測定を含めて、不要な行政上・規制上の負担の削減に努めている。第二に、観光業のような、潜在的に競争力のある産業の勃興を支援している。第三に、ビジネス・コミュニティのデジタル化、eビジネスに必要なスキルとリーダーシップの向上も目的としながら、国際化と業種横断的な協力による域内での世界的なクラスターの形成を支援している。

### 1.4.4 起業家精神の醸成

起業家教育、メンタリング、あるいは、新規・潜在的な起業家のための指針・支援サービスの開発を支援している。その際、経済のデジタル化によって生じる新しいビジネスチャンスから利益を得ることができるよう、ICTを活用した起業を重視している。

## 1.5 今後の方向性

ECは、域内の中小企業の状況の調査とその政策的含意の提言を、大学、シンクタンク、コンサルタントのチームに委託して「欧州中小企業についての年次報告（Annual Report on European SMEs）」という名称で2010年以降、毎年公表している。これは必ずしもECの公式見解を反映していないものの、既述の「SBA Fact Sheet」とともに、SBAの国別の実施状況のモニター（SME Performance Review）を構成している。2014年7月に公表された年次報告<sup>11</sup>でも結論として、COSMEの主要課題である①金融へのアクセスの改善、②市場へのアクセスの改善（域内市場、公共調達、国際化）、③（ビジネス環境の改善に対する意識が）鋭敏な行政（規制環境の改善）が勧告された。②については、公共調達の電子化を通じて、中小企業、特に新規創業企業にとっての市場機会の創出を提言している。また、輸出競争力に影響する中小企業のイノベーション能力を高めるためには、技術的なイノベーションの概念だけでなく、サービスのイノベーションも組み合わせ、オープン・イノベーションを促進する必要があることも指摘している。オープン・イノベーションと公共調達の電子化は、起業家（企業者）を輩出し経済と雇用の拡大につなげることを狙ったものである（起業家（企業者）の輩出、すなわち起業家精神の醸成もCOSMEの4つの主要課題の一つである）。これはハイテク製造業と知識集約的サービス業の育成を通じて実現されるものであり、中小企業、あるいは潜

<sup>11</sup> EC, *Annual Report on European SMEs 2013/2014 - A Partial and Fragile Recovery* (2014a), available at [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/facts-figures-analysis/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/facts-figures-analysis/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf). (2015年8月5日閲覧)。

在的な起業家（企業者）層に対する教育・訓練への公的な投資を拡大する必要があることを示唆している。中小企業、あるいは潜在的な起業家（企業者）層への教育・訓練投資の拡大が正当化される理由は、大企業のスキルとのギャップを埋める必要があることに見出される<sup>12</sup>。

こうした教育・訓練は自発的なものではもはや不十分であることも指摘されている。年次報告の要旨では中等教育までの国立学校のカリキュラムと公立大学への起業家（企業者）教育の強制的な導入が今後の課題として提示されている<sup>13</sup>。つまり、EUは、中小企業政策の実効性を高めるためには、初等教育から高等教育までの各段階で起業家（企業者）教育を制度的に切れ目なく行うことが非常に重要であると認識しており、加盟国が国家戦略とすることを推奨しているのである<sup>14</sup>。

## 2. 地域中小企業に関する欧州の政策理念と実施体制

### 2.1 EU

#### 2.1.1 EU結束政策 (the EU Cohesion Policy)

ECは加盟国内の地域における中小企業政策についてどのように捉えているか？

これを示しているのが、「EU地域政策 (the EU Regional Policy)」である。これは、「EU結束政策」とも呼ばれ、EU加盟国内の地域間の

経済的、社会的な格差を縮小し、「社会的結束 (social cohesion)」(地域の住民が地域社会への帰属意識を紐帯として社会的・精神的に結びついた状態)を回復・維持・強化するための投資政策である。「EU地域政策」が「EU結束政策」とも呼ばれる背景には、経済状態が厳しい地域での雇用情勢の著しい悪化を原因として「社会的結束」の動揺が欧州で問題となっていることがある。地域経済の発展が社会的結束の前提となるため、「地域政策」と「結束政策」が同一視されているのである。

主要な政策ツールは、主に立ち遅れた地域を対象とする「構造基金 (structural fund)」<sup>15</sup>と「結束基金 (the Cohesion Fund (CF))」であり、2007年に開始された。「構造基金」は、①「欧州地域開発基金 (ERDF)」と②「欧州社会基金 (ESF)」の2つの基金の総称である。

①ERDFは、研究・イノベーション、ICT製品・サービスの開発、電子政府化、起業家精神 (の醸成)、インキュベーターの開発、自営業者・創業の支援、立ち遅れた都市あるいは郊外の共同体の再構築の支援、社会的企業の支援に利用される。②ESFは、地方の労働政策、教育、社会的企業や共同体主導の地方開発、及びこれらについての役割を担うステークホルダーの能力構築に利用される。「結束基金」は、立ち遅れた地域の環境、エネルギー、輸送インフラの整備に用いられる。構造基金、結束基金とも

12 EC, *supra* note 11 at 76-79.

13 EC, *supra* note 11 at 9.

14 起業家（企業者）教育の国家戦略化に関するECの文書は、巻末の参考・引用文献を参照されたい。

15 EC, *How to use Structural Funds for SME & Entrepreneurship Policy: Guidebook Series How to support SME Policy from Structural Funds No.6* (2013), [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no6\\_cookbook\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no6_cookbook_en.pdf) at 13-15.)

ちなみに、EUの多くの文書では、(i)「national」、(ii)「local」、(iii)「regional」の包含関係については、i ⊃ ii ⊃ iiiとみている。なお、「rural」は産業が農業中心であり、経済的な開発が遅れている地域であり、以下では、「rural region」、「rural area」を「低開発地域」と記載する。

に2014年に2020年までを対象期間とする後継政策<sup>16</sup>がスタートしているが、構造基金については当初に比べて投資対象を地域の中小企業に絞り込み、その他の基金と連動させて従来以上に地域開発政策と中小企業政策を一体化している<sup>17</sup>。

以下では、構造基金のガイドブック (No.5)「SBAの地域での実施」<sup>18</sup>に依拠してEUの地域中小企業に対する政策の理念と地域でのSBA実施の体制をレビューする。

## 2.1.2 SBAの地域での意義・実施体制と地域中小企業エンボイ

ECは、地域レベルでの中小企業の現代的な意義について以下のように論じている<sup>19</sup>。従来型の地域政策では、インフラの整備、企業への投資補助、立地のマーケティングが重視されていた(図表2左側)。しかし、近年の地域の発展は外部からの大企業の誘致ではなく、地域内部

の潜在力の発揮によって達成されている。地域の既存企業の維持・発展もさることながら、ベンチャー・ビジネス (VB) を含む新規創業の促進が地域政策の焦点としてますます重要になっている。地域の中小企業・VB発のイノベーションが地域全体とその住民に、ダイナミックで持続可能な経済発展をもたらす。しかし、中小企業は、絶え間のないイノベーションがもたらす製品サイクルの短期化に対応する新製品の開発、従業員への切れ目のない訓練、熟練労働者の不足に対応しなければならなくなった。

このため、多様なステークホルダーの連携によるシナジーを通じたイノベーションを指向するネットワークとクラスター、及びその中でのVB等の新興企業の勃興と既存中小企業での生涯学習を通じたスキルの更新が重要性を増しており、これらはSBAの原則に含まれている(図表2右側)。

またECは、上記の理念・認識に基づいて、

(図表2) 地域での中小企業政策の重点の変化

従来	現在
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラの整備</li> <li>・企業への投資補助</li> <li>・立地のマーケティング (location marketing: 域外を中心とする企業の誘致と推測される)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の協力と統治プロセスを通じて、個々のアクターでは実現できないシナジーと付加価値をもたらす地域の環境の創出</li> <li>・VB、イノベーションと技術のための拠点群を伴う、地域の実情に即したインフラの整備</li> <li>・イノベーションを起こすためのR&amp;D、技術移転、サイエンスパークに対する資金供給制度</li> <li>・ネットワークとクラスターの形成促進</li> <li>・個別の産業 (に対する支援) だけでなく、スタートアップ段階と成長段階のVBを対象とする支援の制度化</li> <li>・中小企業での生涯学習・訓練の支援</li> <li>・地域のイノベーション政策におけるシステムティックな思考と行動の開発 (企業、政治、科学の各界のアクター、及びその他のアクター (技術移転機関、ネットワークとクラスター) の間での協力の促進)。</li> </ul>

(出所) EC, *Regional implementation of the SBA: Guidebook Series How to support SME Policy from Structural Funds No.5* (2014b), [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no.5\\_regional\\_imp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no.5_regional_imp_en.pdf)

(注)筆者作成。

16 EUは、2014年1月から構造基金 (①と②) と③結束基金に、④農業地帯の開発のためのEAFRD (European Agricultural Fund for Rural Development)、と⑤海事・漁業部門の開発のためのEMFF (European Maritime and Fisheries Fund) の2種類の基金を含めて、ESIF (European Structural and Investment Funds) という名称で、地域開発のための資金供給に対する政策枠組みを一本化している (大まかな区分は、①、②は中小企業、③はインフラ整備、④は農業、⑤は海事・漁業が対象)。

17 [http://ec.europa.eu/research/infrastructures/index\\_en.cfm?pg=structural\\_funds](http://ec.europa.eu/research/infrastructures/index_en.cfm?pg=structural_funds)

18 EC, *Regional implementation of the SBA: Guidebook Series How to support SME Policy from Structural Funds No.5* (2014b), [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no.5\\_regional\\_imp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no.5_regional_imp_en.pdf)

19 EC, *supra* note 18 at 10-11.

SBAの実施体制をモデルとして提示している(図表3)<sup>20</sup>。これは、目標設定から実行、モニタリングを経るPDCAサイクルであり、この実施体制を機能させるためには、地域の統治システムの運営を主導する行政によって実行される施策の正統性 (legitimacy) と地域への貢献を各パートナー (ステークホルダー) が認識できるように、対話を重視することが必要となる。パートナーは「対等」の立場で対話し、行政の活動の限界を示し、パートナーが相互に協力することによって地域の発展を目指すのである。このプロセスは、国連や欧州での各種のイニシアティブ (CSR、環境保護、人権問題、軍縮等) で活用されている「マルチステークホルダー・プロセス」である。地域のステークホルダーは「(政治的に自立した) 市民 (英語: citizen、仏語: citoyen)」が具備すべき自治意識を基に、政府・自治体やその他のパートナーと協働することが必要であり、「行政に任せておけばよい」との「お上意識」は中小企業 (及び、中小企業を代表

する団体) にも許されない。ただ、「市民」として活動するためには経済的な自立が必要である。EUは「(経済的に自立した) 市民 (英語、仏語とも bourgeois)」の育成の観点からも、起業家教育を重視していることが窺われている。

さらにECが、この実施体制を円滑に推進するキープレーヤーとして制度化を推奨しているのが「地域中小企業エンボイ」である (Envoy は「使節」の意)。もともと、「中小企業エンボイ (SME Envoy)」は、中小企業憲章の制定後、2001年にEC内に置かれた「EU中小企業エンボイ (the EU SME Envoy)」が嚆矢であり、主要な役割は①ECと中小企業 (及びその代表組織) の間でのコミュニケーションのチャネルの開設と②EC全体で中小企業の利益を促進し、「中小企業優先原則」の適用を確実なものにすることである<sup>21</sup>。その後2008年のSBAの制定を契機として、主にECと中小企業 (及びその代表組織) の間での直接的な連携を構築するために、各加盟国で国レベルの中小企業エンボイが

(図表3) 地域でのSBAの実施体制

No.	項目	内容
①	地域の統治プロセスの公益と目標の決定	地域が、何を達成したいのかを明らかにする。
②	パートナーの決定	地域が何をしなければならないのかと、これを誰と達成することができるのかを明らかにする。
③	綱領 (mission statement) の作成	地域はどのようにして目標を達成するのかを文書化し、パートナー間で意思統一する。
④	ネットワーク組織の構築	地域が目標を達成するために、どのパートナーのネットワークを組織化し、ステークホルダーが保有するどのような資源を利用しなければならないかを明らかにする。
⑤	ネットワークの運営	従来型の行政組織とは異なるネットワークが必要になる (注)。その上で政治的レベルでパートナー間の意見を調整する。
⑥	モニタリングの実施	何が機能しており、何が機能していないのかをモニターする。
⑦	「地域の統治プロセス内での地域中小企業エンボイ (the regional SME Envoy) の義務」については、図表4に後述	

(出所) EC, *supra* note 18 at 18-21.

(注) 例:仮想的なネットワーク、特定のパートナーの事務所に設置する本部

<sup>20</sup> EC, *supra* note 18 at 18-21.

<sup>21</sup> 当初は単に「中小企業エンボイ」と呼称されていた ([http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/small-business-act/sme-envoys/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/small-business-act/sme-envoys/index_en.htm))。

指名されており、EUと加盟国のエンボイのネットワークが構築され、好事例の情報交換などが行われている。さらに、ECは加盟国内の地域で中小企業政策を推進するために、フランスなどで先行して導入済みの地域中小企業エンボイを加盟国の各地域が指名することを推奨している。地域中小企業エンボイには地方政府で重要な地位を占めている者が就任することによって正統性と能力を強化し、中小企業政策と地域開発政策の一体的な運用とモニタリングを担うことを提案している<sup>22</sup> (図表4)。

ECでは、このようにCOSMEを中心とするSBAの政策枠組みによって、国から地域への中小企業政策の浸透を目指している。浸透の度合いやパフォーマンスの確認は、地域中小企業エンボイによるモニタリングだけでなく、構造基金と結束基金の利用状況とパフォーマンスをECがモニターすることによっても行うことが企

図されている。

## 2.2 OECD

### 2.2.1 2000年代以降の中小企業政策の方向性

OECDには現在34カ国が加盟しているが、そのうち21カ国がEU加盟国であり、24カ国を欧州の国家が占める(ここでは、トルコとイスラエルを欧州に含めない)。また、EUの行政機関に該当するECは、OECDと共同で政策イニシアティブの策定や調査・研究を行うこともある。このため、OECDの政策提言にはEUでの議論・トレンドが色濃く反映され、その後のEUの政策のプロトタイプとなり、さらに次の段階のOECDの提言の土台となることが少なくない。

OECDでの中小企業政策に関する対話の枠組みは「ボローニャ・プロセス」と呼ばれている。

(図表4) 地域中小企業エンボイの義務(案)

地域行政内部での役割		対外的役割
上級行政機関とのコミュニケーションの改善	自地域、加盟国、及び他地域のベスト・プラクティスの同定・コミュニケーション	(筆者注：より上級の) 中小企業エンボイとの対話
国・地域の措置の中小企業に対する影響のモニタリング	地域の行政とより上級の行政の間の架橋	より幅広い共同体との情報交換・コミュニケーション
地域での「中小企業優先」原則の実行	地域中小企業の利益の保護	中小企業からの苦情・提案に対する集中場所(focal point)の提供と対応
中小企業にとっての政治的環境の改善のための提案・勧告	地域の行政間のネットワーク化	中小企業特有の関心事(例：金融へのアクセス)について、企業コミュニティからのフィードバックの収集
地域でのSBA原則の実施の評価	経験の共有のとりまとめ	プログラムとイニシアティブについての情報に対する中小企業のアクセスの促進
行政負担の削減(中小企業テスト(SME test)(注))		

(資料) EC, *supra* note 18 at 18.

(注)「中小企業テスト」は、EU及び加盟国で一般化している規制影響評価(Regulatory Impact Assessment: RIA)の一環であり、「中小企業優先」原則の実効性を担保するものである。具体的には、①影響を被りうる企業に関する事前アセスメント、②中小企業全般へのインパクトの測定(費用便益分析)、③悪影響の軽減方法の使用の三項目を柱としている(三井・前掲注1、206頁)。

<sup>22</sup> EC, *supra* note 25 at 16-18.

これは、2000年6月にイタリアのボローニャで行われた第1回OECD中小企業グローバルイニシエーション大臣会合で採択された政策提言を実現するための国際的なイニシアティブであり、グローバルかつ知識集約型の経済における中小企業のニーズ及び課題に関するOECD諸国と非OECD諸国、国際機関、NGO、公共及び民間部門との政策対話及び協力を強化することを狙いとしたものである<sup>23</sup>。2010年の「ボローニャ+10」上級会合では、ポスト・リーマンショックの中小企業金融が議論の中心となったが、加えて、SBAおよびCOSMEと共通点の多い政策も重視すべきとの議長声明が公表された<sup>24</sup>。

## 2.2.2 地域開発政策と中小企業政策の一体化

OECDで中小企業政策を担当している部署は、起業家精神・中小企業及び地方開発センター（Centre for Entrepreneurship, SMEs and Local Development :「ESLD」）であり、①地域経済・雇用の開発、②中小企業と起業、③観光という3分野の政策を担当している（③の観光も地域経済の開発・発展のための政策分野とみなすことができる）。つまり、ESLDの所管する政策目的は、雇用の創出と地域経済の開発のキープレーヤーとしての中小企業とその起業を支援することであり、地域開発政策と中小企業政策を一体的に扱っている。この考え方は既にみたEUでの地域におけるSBAの理念と共通している。

2014年11月に、OECDは「雇用創出と地域経済開発」<sup>25</sup>という研究報告書を公表した。この中で、良質な雇用の創出が成長の促進、貧困の削減、社会的結束の強化にとって重要であるが、国レベルでの政策展開に当たっては地方の実情やステークホルダーのニーズの変化等への柔軟な対応を伴わないと、地域特有の政治、経済、及び社会のシステムに求められる回復力と持続性が損なわれ、十分な政策効果を得られない可能性があるとの見解を示した。地域での雇用創出には中小企業が大きな役割を担っているため、この報告書には、EUのSBAあるいはCOSMEと共通する中小企業政策も多数含まれている。そこで、前述したEUの地域における中小企業政策の部分で言及していない論点、およびより具体的な提言を中心にレビューする。

OECD（2014a）では、①質の高い雇用を地域で創出するために、（高い）スキル（を要する労働）に対する需要と供給の拡大、②雇用創出のための地域企業の発展・成長の支援、及び③適応力が高い地域経済となるための戦略とシステムの構築を提言している<sup>26</sup>。

①の内容は、(i)雇用、スキル及び経済開発政策の調整、(ii)適切なスキルの生涯にわたる開発の支援、(iii)低スキルの罠に陥っている地域の罠からの脱却の支援（「低スキルの罠」とは、地方の雇用主（主に中小企業）が低コスト市場で操業しているため、低スキルの雇用しか必要としない「低スキル均衡（low skills equilibrium）」の状態をいう）、(iv)労働市場から

23 中小企業庁Web (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/insme/category/04/01.htm>) (2015年8月11日閲覧)。

24 OECD, *Chair's Summary of 'BOLOGNA+10' HIGH-LEVEL MEETING ON LESSONS FROM THE GLOBAL CRISIS AND THE WAY FORWARD TO JOB CREATION AND GROWTH* held in PARIS, 17-18 NOVEMBER 2010 (WORKING PARTY ON SMES AND ENTREPRENEURSHIP (WPSMEE)), <http://www.oecd.org/cfe/smes/46476553.pdf>. (2015年8月11日閲覧)

25 OECD, *Job Creation and Local Economic Development*, (2014a) OECD Publishing, doi: 10.1787/9789264215009-en

26 OECD, *supra* note 25 at 21, 22.

の排除への取り組み、である。②は、(i)高成長企業を支援する枠組みの構築、(ii)起業スキルの向上、(iii)雇用創出源としての社会的起業(Social entrepreneurship)の支援、である。③は(i)経済開発に通じる新しいアプローチの採用、(ii)人口高齢化に伴う「シルバー経済(高齢化関連市場)」、「ホワイト経済(医療・福祉市場)」を経済的機会にするための対応、(iii)環境配慮型経済(green economy)への移行の円滑化、である。

上記の中で、中小企業政策として重要な論点には以下のようなものがある。

「①(ii)適切なスキルの生涯にわたる開発の支援」については、労働者のスキルの持続的な更新を可能にする生涯学習・訓練システムの開発が必要であることを指摘しており、そのシステムが地方の労働市場のニーズに連動するように、訓練の内容とサイクルに関して雇用主すなわち中小企業をフルに関与させること、及び労働者のスキルを開発するために人材や知識などの資源を共有することを目的とする中小企業間のネットワークの構築を支援することを求めている<sup>27</sup>。

「②(i)高成長企業を支援する枠組みの構築」については、地方政府が結節点となって、起業エコシステム(entrepreneurship ecosystem)<sup>28</sup>を発展させるために、地方の学校・大学の理事会での産業界の代表のプレゼンスの拡大、起業家間のスキルの格差についての調査の実施、あるいは地方レベルでは充足されていないスキル

に対するニーズに対応する教育課程への協賛によって、産業界と(中等、高等段階及び職業訓練の)教育機関との対話と協力の枠組みを構築することを求めている。なお、地方の中小企業の経営資源の不足を補うためにエコシステムを域外者にも開放することの重要性を指摘している<sup>29</sup>。

「②(ii)起業スキルの向上」は、EUにおいて起業の促進が中小企業政策の中核に位置付けられていることと関連している。第一に、全てのレベルの公的教育制度において、包括的で統合された起業家教育を提供することを求めている。具体的には、ロール・プレイング、シミュレーション、及び短期の事業経験のようなハンズオンによるプログラムであり、教育段階に応じて内容を高度化することによって学生の実践力を養成するのである。第二に、地方政府は、(潜在的な)起業家の特殊なニーズを知ることができるので、起業スキルの開発において、カウンセリング、コーチング及びメンタリングを起業前、起業時、起業後の各段階で提供することを求めている<sup>30</sup>。

「②(iii)雇用創出源としての社会的起業の支援」は、社会的企業の創業促進と支援を通じた雇用の拡大等についての提言であり、項を改めてやや詳しく論じる。

## 2.2.3 地域の「包摂的成長」に寄与する社会的企業

社会的起業は、「未解決の社会問題に革新的

27 OECD, *supra* note 25 at 71.

28 2011年のG8サミット首脳宣言でも重要性が指摘された「イノベーション・エコシステム」と概ね同じものと考えられる。類似点の多い地域イノベーションシステム(Regional Innovation System(RIS))及び、RISを基礎づけた理論の系譜については、三井・前掲注1、231～259頁「第10章 地域政策・地域イノベーション戦略と中小企業政策」、三井(2004)・後掲注49を参照されたい。

29 OECD, *supra* note 25 at 136.

30 OECD, *supra* note 25 at 120.

な解決策を提供することを目的とする起業」<sup>31</sup>と定義され、その中核が「社会的企業 (social enterprises)」である。OECDは、「社会的企業」を、①起業家的な戦略に基づいて組織化される、②その主要な目的は利潤最大化ではなく特定の経済的・社会的な目標の達成である、③社会的排除 (social exclusion)<sup>32</sup>と失業という問題に対する革新的な解決策をもたらす能力を備えている、という特徴をもつ「公共的な利益のためになされる全ての民間部門の活動」と定義している<sup>33</sup>。

国によって法人格等の法律上の取り扱いが異なっているが、多くの場合、社会的企業の規模は大きくない。言い換えると、規模としては、一般的な中小企業と概ね同じであるが、利潤よりも社会的課題の緩和・解消に重点を置きイノベティブな活動を行う企業が「社会的企業」なのである。このため、OECD (2014a) が分析・勧告した社会的企業を対象とする政策も一種の中小企業政策であるとみなすことができる。

社会的企業は、特に1990年代以降、欧州と北米で活動が活発化し、労働人口に占める社会的企業の従事者数の比率は無視できないレベルに達し、雇用の創出に関して一定の役割を担っている (図表5)。加えて、社会的企業は地域において公的部門も民間部門も供給しにくい財・サービスを提供している。OECD (2014a) によると、このような地域での雇用や生産活動を通じて、地域の「社会的結束」と「社会的包

摂 (social inclusion)」<sup>34</sup>にも寄与しつつ、地域経済の「包摂的成長 (inclusive growth)」に貢献している。

ESLDのセンター長は、OECD (2014a) のはしがきにおいて、包摂的成長による利得は「控え目」なものにとどまる可能性を示唆している<sup>35</sup>。その理由の一つは、社会的企業の生産する財・サービスが社会にとって有益であるものの金額に換算することが難しいこと、すなわち「準公共財 (quasi public goods)」としての性質 (非排除性あるいは非分割性) を帯びていることであろう。このために、社会的企業が産出する付加価値を金額換算する際に、市場で取引されない漏出分を含めることが困難である。この結果、付加価値率 (= 付加価値 ÷ 総生産額) は、純粋な私的財を生産する一般的な中小企業よりも低くなりがちであり、社会的企業の地域的なウェイトが高まると、地域経済全体の成長率 (= 生産性上昇率) が下押しされる。このため、「包摂的成長」の利得は「控え目」なものにとどまるのである。これは、一般的な営利企業よりも社会的企業での労働に対する付加価値の分配が通常は低いことも意味しており、社会的企業の「雇用の質」(雇用の長期的な安定性、十分な賃金水準、キャリア向上の機会、等) に関する論争の原因となっている。

社会的企業は、公的部門から事業を請け負うことが少なくないので、雇用の質を引き上げるためには、公的部門との契約期間の長期化が有

31 OECD, *supra* note 25 at 143.

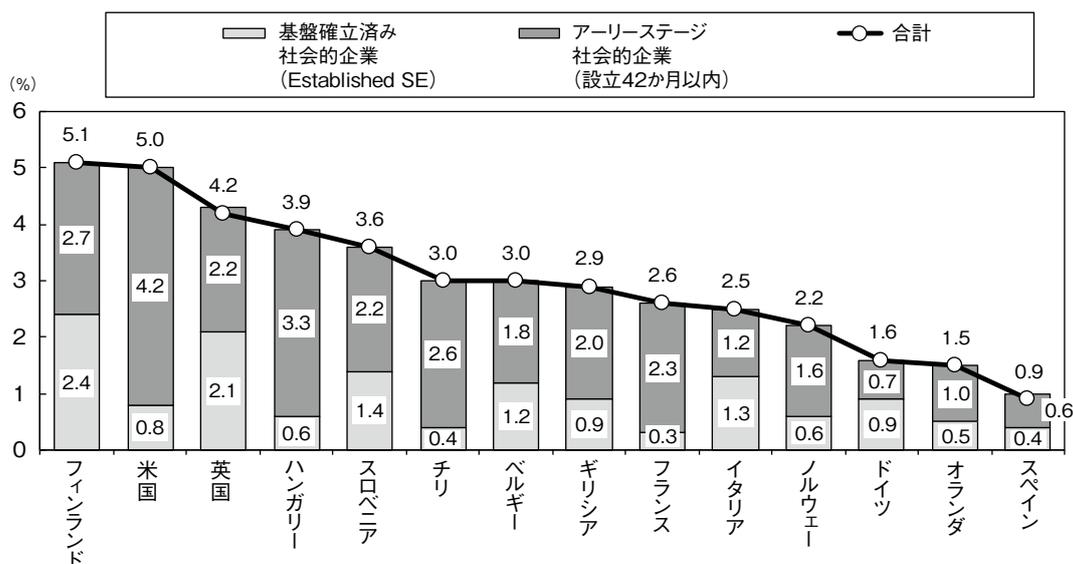
32 「社会的排除 (social exclusion)」の態様としては、貧困層の拡大、労働市場からの排除、金銭上の理由のため、ライフライン・交通・医療・金融等のサービスを受けられない、独居老人の孤独死などがある (阿部彩「日本における社会的排除の実態とその要因」季刊社会保障研究43巻1号 (2007)、27頁)。

33 OECD, *supra* note 25 at 143.

34 「社会的包摂」は、「社会的排除」からの脱却の動き、あるいは社会的排除が発生していない状態が持続していることをいう。

35 OECD, *supra* note 25 at 4.

(図表5) 労働人口に占める社会的企業の従事者数の比率 (2009年)



(出所) Terjesen, Siri=Jan Lepoutre=Rachida Justo=Niels Bosma, Global Entrepreneurship Monitor Report on Social Entrepreneurship : Executive Summary (2011) at 7.  
[http://www.academia.edu/3483724/Global\\_Entrepreneurship\\_Monitor\\_Social\\_entrepreneurship\\_study](http://www.academia.edu/3483724/Global_Entrepreneurship_Monitor_Social_entrepreneurship_study)  
 (注) ・伝統的なNGOと利潤目的と回答した社会的企業を含まない。  
 ・Global Entrepreneurship Monitorでは、設立42か月超の企業を 'established business' と言う。

効である（その前提として、契約の一方の当事者である社会的企業の法的枠組みを英国の「コミュニティ利益会社」（後述）のように整備することが必要になる）。また、①政府と金融機関が連携して社会的企業のための資金調達の枠組み<sup>36</sup>を構築すること、②競争力向上のために、一般的な中小企業が享受可能な公的な補助・支援策（税制優遇等）を社会的企業も受けられるようにすること、③公共調達での社会条項（social clause）の活用、④社会的企業の経営者のマネジメントスキルの向上、等も社会的企業による地域の包摂的成長を実現するための課題となっている<sup>37</sup>。

上記のような支援策を梃子として社会的企業が実現する生産性の向上を「社会的イノベーシ

ョン（social innovation）」と位置付けた場合、政策当局には前項（2.2.2）で示した「③（i）経済開発に通じる新しいアプローチの採用」が求められる。これは、地域での包摂的成長を実現するには、従来型の単線的な政策展開では限界があることを示している。新しいアプローチは、中央政府は「政府部門全体」の一部であるとの考え方の浸透と「複数部門のパートナーシップ」に大別される<sup>38</sup>。前者は、中央政府が地方政府と対等な立場で連携することを求めている。後者は、既に言及したマルチステークホルダー・プロセスでの地域政策の策定と展開の重要性を示している。EUやOECDでは、このようなアプローチは時間と手間がかかるが、地域特性を踏まえて、場合によっては複数の地域

36 「ソーシャル・インパクト債（social impact bond）」が想定されている模様である。これは、金融機関が投資家向けに発行した債券の元本償還と利払いの財源として、社会的企業が行った事業活動による収入とその事業により政府支出が節約されたとみなされる金額を充当するものである。

37 OECD, *supra* note 25 at 150-154.

38 OECD, *supra* note 25 at 177.

が連携して、中小企業政策を地域開発政策と一体的に策定・展開するために必要なプロセスであると認識されている。

### 3. 欧州の地域中小企業政策の小括

欧州では中小企業政策と地域開発政策の一体化が指向されており、そのために起業家・労働者のスキルを高め、起業を促進することが、経済的・社会的なイノベーションを産み出し、経済発展と質の高い雇用の増加に寄与すると考えられている。地域社会の活性化のためには、単なる経済的効率性だけではなく、社会的包摂あるいは社会的結束の維持・強化が必要と考えられている。このような経済モデルである「包摂的経済」あるいは「包摂的成長」の実現には、中央政府が上意下達で決定した政策を展開するのではなく、地方政府との間での柔軟な役割分担に加えて、中小企業を始めとする地域の産業界や教育機関、NGOs等の多様なステークホルダーが、マルチステークホルダー・プロセスで連携して地域の実情に応じた肌理細かい対応をすることが必須である(キーパーソンが「地域中小企業エンボイ」である)。また、地域に包摂的経済を構築するために無視できない存在となっている社会的企業は準公共財を供給しているため、公共調達における優遇やその他の公的部門による支援が正当化され、ソーシャル・イノベーションに寄与すると考えられている。

根本的な設問として、現時点で成長のエンジンである少数の都市部に投資を集中するよりも、むしろ、多くの地域、特に低開発地域の成

長のために「投資」することに経済的な意味はあるのだろうか? 換言すると、中央政府あるいは他の地域の財源を基にして、高齢者と失業者の比率が高い、あるいは上昇している低開発の地域を「補助金」で支えることは国全体の財政に負担をかけ経済成長の足枷になるのではないかとの疑問である<sup>39</sup>。

この問いに対して、OECD (2012) は「あらゆる地域の成長促進」を以下のように正当化している。実証分析とケーススタディによると、適切な政策を講じれば都市部よりも低開発地域の方が高い成長を実現するポテンシャルを有しており、国全体の成長に寄与する。必要な政策は、特定業種への「補助金」によるテコ入れではなく、地域資源を活用して地域全体を包括的に底上げするための「投資」である。特に、低スキル労働者のスキル向上のための人的資源への「投資」が決定的に重要な意味を持っている(critical)。インフラ整備のための「投資」は他の政策との調整がなされなければ効果を発揮しにくい。地域の経済的離陸を確実にするためには、補助金依存から自律的成長指向へと政策担当者が意識転換することが必要であり、産学官民連携のためにステークホルダー間の交渉による政策調整も決定的な重要性を有している。経済的に遅れた地域を引き上げることは、国全体の経済成長だけでなく、「より包摂的で持続可能な経済モデル」と「より公正な社会」の構築に寄与する<sup>40</sup>。

特に、低開発地域において上記のようなモデルの構築が喫緊の課題となっており、政策のア

39 OECD, *Promoting Growth in All Regions* (2012) .<http://dx.doi.org/10.1787/9789264174634-en>. at 15.

40 OECD, *supra* note 39 at 15.16.

アプローチを下表のように転換することが必要である<sup>41</sup> (図表6)。具体的には、従来の補助金中心の保護的な農業政策を主とする地域開発政策から脱却し、中小企業政策と地域開発政策の一体化によって、地域にある産業・技術、地域資源を活用して製造業だけでなく観光等の非製造業も含めた企業部門のイノベーションを多様なステークホルダーの連携を通じて実現しようとするものである(地域の企業部門の中心は、中小企業である)。

OECD (2012) が「あらゆる地域の成長促進」を提言するのに先立って、英国では、2010年に「全ての地域の潜在力の実現」による「地方の成長」を目的として、中小企業政策と地域開発政策を一体的に展開している<sup>42</sup>。加えて、これらの政策の実施にあたっては民間部門の活力と創意を採り入れる等、英国の政策は欧州に大きな影響を与えている。このため、以下では地域活性化を中心に英国の中小企業政策を論じる。

(図表6) 新しい低開発地域パラダイム (The new rural paradigm)

	古いアプローチ	新しいアプローチ
目的	均等化、農家の所得、農家の競争力	低開発地域の競争力、地方の資産の開発、未利用資源の活用 (筆者注: ≡ 地域資源の開発・活用)
カギとなる対象業種	農業	低開発経済の多様な業種 (例: 観光、商品開発 (manufacturing)、ICT、工業 (industry) 等)
主たる政策ツール	補助金	投資
カギとなるアクター	中央政府、農家	全レベルの政府 (超国家 (筆者注: ≡ 国際機関)、中央、地域、地方)、多様な地方のステークホルダー (公的部門、民間部門、NGOs)

(出所) OECD (2014b), *Innovation and Modernising the Rural Economy*, OECD Publishing, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264205390-en> (Original Source: OECD (2006), *The New Rural Paradigm: Policies and Governance*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264023918-en>.)

## 〔2〕英国の中小企業政策

英国に注目する理由を述べると、第一に、EUやOECDが目指す「包摂的経済モデル」の構築にも寄与している社会的企業が労働力人口に占める比率とその中の基盤確立済みの社会的企業の比率が主要先進国の中で最も高い (前掲図表5)。

第二に、欧州の中小企業政策と地域開発政

策の両面で重要な起業の促進について、英国の実績が際立っていることである<sup>43</sup> (図表7)。

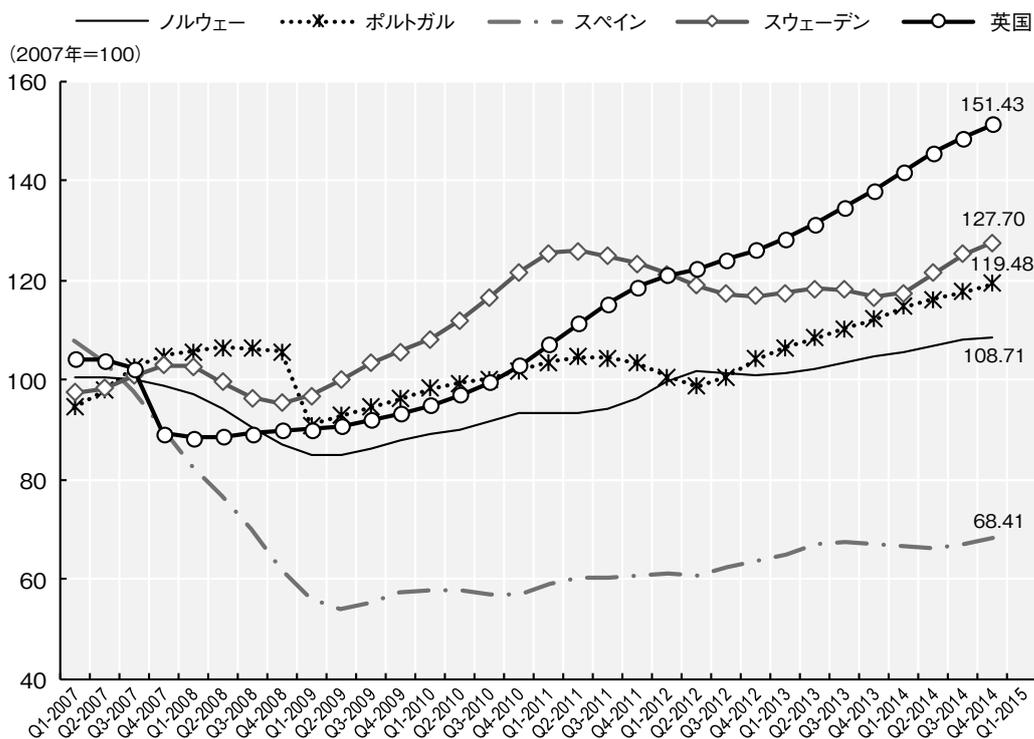
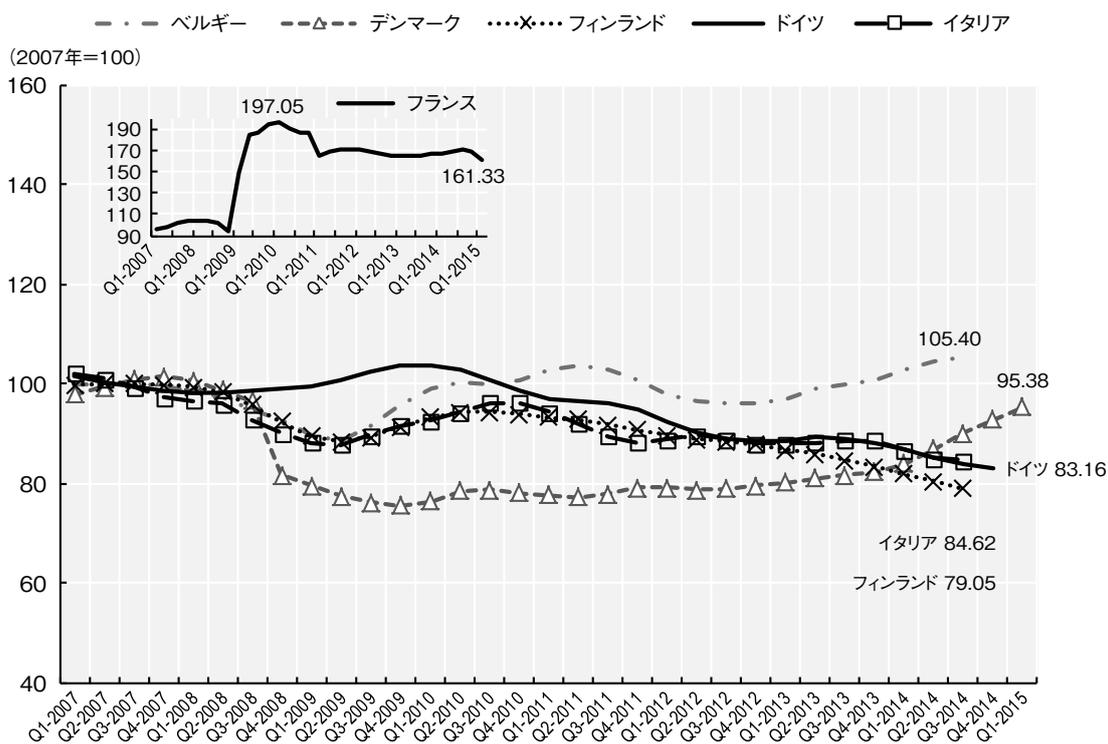
日本は、米国のような効率性を最優先する市場経済よりも欧州で指向されている包摂的経済に親和的であると思われる。また、日本も地域中小企業の活性化を課題としている。このため、上述のような特徴で欧州を先導している英国の政策を研究することには意義がある。

41 OECD, *Innovation and Modernising the Rural Economy* (2014b), OECD Publishing, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264205390-en> at 19.

42 BIS (Department for Business, Innovation & Skills), *Local growth: realising every place's potential* (2010), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf). (2015年9月11日閲覧)

43 創業数を指数 (2007年 = 100) でみると、フランスが直近でも英国より高いが、時限的な政策の効果の一巡により2011年以降横這いで推移しており、英国との差も縮小している。

(図表7) 欧州主要国の新規創業数 (2007年=100)



(出所) OECD (2015), Entrepreneurship at a Glance 2015, OECD Publishing, Paris.  
[http://dx.doi.org/10.1787/entrepreneur\\_aag-2015-en](http://dx.doi.org/10.1787/entrepreneur_aag-2015-en)

# 1. 英国中小企業の経済構造

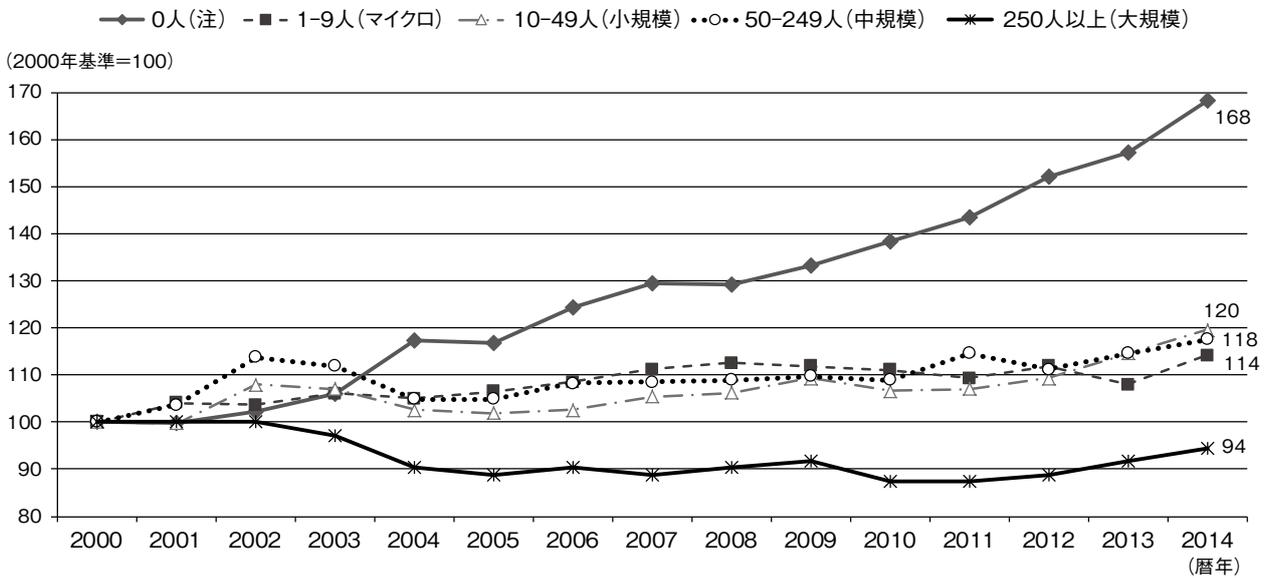
ここでは、英国の政策を論じるにあたって、中小企業の経済構造を国レベル、地域レベルの順に概観する<sup>44</sup>。

## 1.1 国レベル

国レベルでみると、中小企業<sup>45</sup>は2014年初の時点で企業数においては99.9%、雇用数（経営者+従業員）においては59.9%、取引高においては46.7%を占めている<sup>46</sup>。企業数については、個人自営業の増加が著しく、中小企業が全体の伸びをけん引している（図表8）。

近年の粗付加価値の伸びについて中小企業の寄与が高い一方で、労働分配率は低下傾向にある。一方、労働生産性の上昇率は大企業を上回っている。このことから、労働への分配よりも資本への分配を優先し、設備投資やR&D投資を行うことによって、付加価値の増加と労働生産性の上昇を実現していると推測される。業種別の企業数、雇用数をみると、高いスキルを要するサービス関連産業で中小企業のプレゼンスが高い。この背景には、後述するように英国政府が欧州の中小企業政策あるいは地域開発政策に先立って、ICTを活用して起業家・労働者のスキルを引き上げる政策に力を入れた

（図表8） 従業員数規模別の企業数（2000年=100）



出所：Lord Young, *THE REPORT ON SMALL FIRMS 2010-2015 BY THE PRIME MINISTER'S ADVISOR ON ENTERPRISE*, February 2015

資料：Department for Business, Innovation & Skills (BIS), *Business Population Estimates for the UK and Regions 2014*

注：従業員数0人は、取締役のみの会社、従業員を雇用していない個人自営業者（sole proprietorships）と組合（partnership）。

44 本節の詳細は、本研究の基礎調査である拙稿「英国中小企業の地域経済構造－地域活性化政策の対象としての特性の分析－」（2015）を参照されたい（商工総合研究所Webに掲載）。

45 英国では統計上の制約もあり、従業員数250人以上を大（規模）企業、同250人未満を中小企業に区分して分析することが多い。さらに本稿では、中小企業を同0人（本稿では、「個人自営業」と呼ぶ）、同1～9人（マイクロ企業）、同10～49人（小規模企業）、同50～249人（中規模企業）に細分類する。

46 雇用数と取引高は、それぞれ付加価値税（VAT）と所得税の源泉徴収（PAYE）の申告によって、統計作成者が調査時点に把握可能な個々の企業の年間平均雇用数と年間取引高の集計値である。したがって、正確には雇用数は2014年初時点の値、取引高は2013年中のデータの集計値ではない。

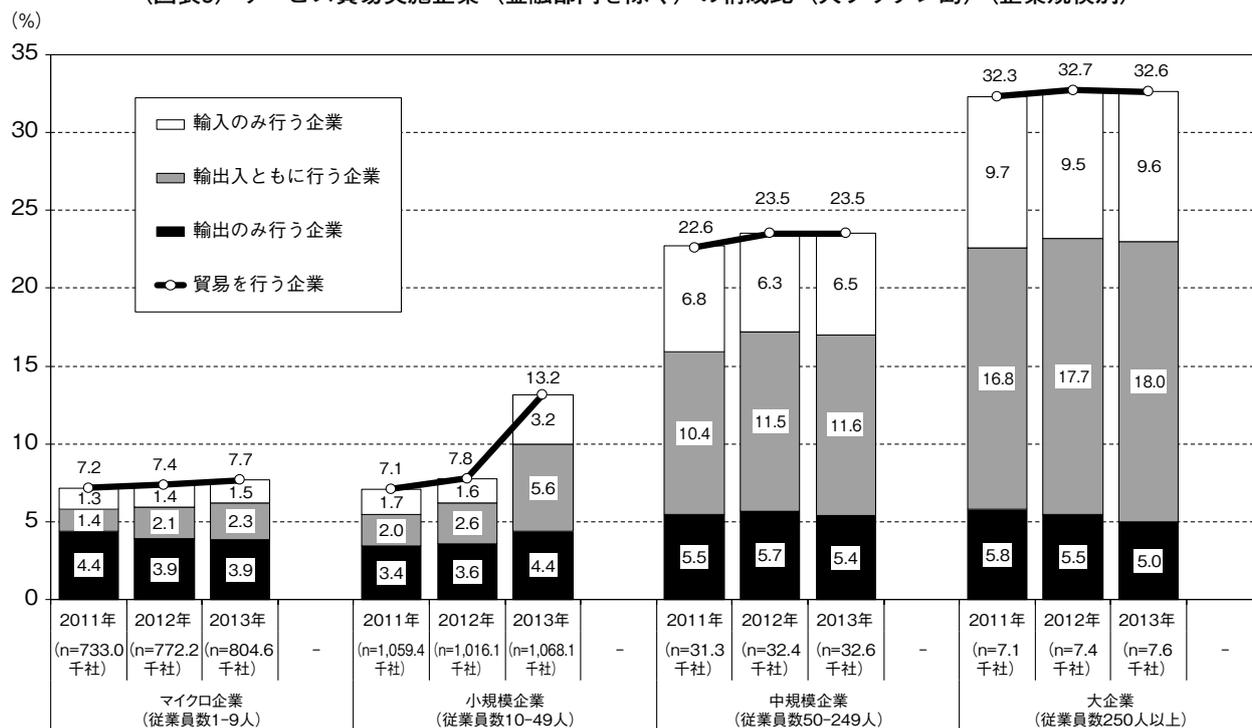
ことがある。このことも一因として、ICT関連のサービス貿易を実施する中小企業の比率が一部（小規模企業）で上昇している（図表9）。なお、金融取引については、金融機関借入等の外部資金を導入する企業の比率が低下している。

## 1.2 地域レベル

中小企業の地域経済構造をみると<sup>47</sup>、企業数

（図表10）、雇用数、取引高のいずれについてもイングランドが圧倒的に高いシェアを占めている。スコットランドの産業構造は農林水産業に加えて、製造業やその他の産業についてもバランスが取れた構成となっており、カントリー内での経済的な自律性が高い。一方、ウェールズと北アイルランドは農林水産業の比重が高く、産業構造の多様化の面で遅れている。

（図表9） サービス貿易実施企業（金融部門を除く）の構成比（大ブリテン島）（企業規模別）



（資料）ONS（Office for National Statistics）、Annual Business Survey（ABS）: Exporters and Importers in Great Britain, 2013

（注）本図の数値はONSによる試行的（experimental）なものである。

- ・北アイルランド、農林水産業の大部分、未登記企業を除く。
- ・端数調整（rounding）の関係上、内訳の積算が合計に一致しない場合がある。

47 英国の地方行政の基本的な単位は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、及び北アイルランドという4つの「カントリー（country）」である。英国を地域で区分する際には、イングランドをカントリーの一段階下の単位である「リージョン（region）」に区分することが多い（リージョンは、北東部、北西部、ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー、東ミッドランズ、西ミッドランズ、東イングランド、ロンドン、南東部、南西部の9地区）。

(図表10) 地域別・規模別の企業数

	規模	企業数(千社)		増加率 (%) (=②)÷①)	増加幅 (千社) (=②-①)	英国合計に対する構成比(%)		
		2010 ①	2014 ②			2010年 ③	2014年 ④	変化 (=④-③)
英国(連合王国:United Kingdom)	中小企業(0-249人)	4,476.7	5,236.3	17.0	759.6	100.0	100.0	0.0
	個人自営業(0人)	3,258.6	3,965.7	21.7	707.1	100.0	100.0	0.0
	大企業(250人以上)	6.3	6.8	7.9	0.5	100.0	100.0	0.0
イングランド(ENGLAND)	中小企業(0-249人)	3,882.3	4,582.7	18.0	700.4	86.7	87.5	0.8
	個人自営業(0人)	2,840.0	3,491.1	22.9	651.1	87.2	88.0	0.9
	大企業(250人以上)	5.6	5.9	5.4	0.3	88.9	86.8	-2.1
北東部(NORTH EAST)	中小企業(0-249人)	123.5	150.5	21.9	27.0	2.8	2.9	0.1
	個人自営業(0人)	86.7	112.8	30.1	26.1	2.7	2.8	0.2
	大企業(250人以上)	0.2	0.2	0.0	0.0	3.2	2.9	-0.2
北西部(NORTH WEST)	中小企業(0-249人)	435.8	506.6	16.2	70.8	9.7	9.7	-0.1
	個人自営業(0人)	309.0	377.7	22.2	68.7	9.5	9.5	0.0
	大企業(250人以上)	0.6	0.6	0.0	0.0	9.5	8.8	-0.7
ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー (YORKSHIRE AND THE HUMBER)	中小企業(0-249人)	331.6	353.2	6.5	21.6	7.4	6.7	-0.7
	個人自営業(0人)	239.1	258.0	7.9	18.9	7.3	6.5	-0.8
	大企業(250人以上)	0.5	0.5	0.0	0.0	7.9	7.4	-0.6
東ミッドランズ(EAST MIDLANDS)	中小企業(0-249人)	302.4	330.4	9.3	28.0	6.8	6.3	-0.4
	個人自営業(0人)	215.7	242.4	12.4	26.7	6.6	6.1	-0.5
	大企業(250人以上)	0.4	0.4	0.0	0.0	6.3	5.9	-0.5
西ミッドランズ(WEST MIDLANDS)	中小企業(0-249人)	357.0	412.2	15.5	55.2	8.0	7.9	-0.1
	個人自営業(0人)	254.2	308.7	21.4	54.5	7.8	7.8	-0.0
	大企業(250人以上)	0.5	0.6	20.0	0.1	7.9	8.8	0.9
東イングランド(EAST OF ENGLAND)	中小企業(0-249人)	468.5	548.0	17.0	79.5	10.5	10.5	0.0
	個人自営業(0人)	345.6	421.7	22.0	76.1	10.6	10.6	0.0
	大企業(250人以上)	0.6	0.6	0.0	0.0	9.5	8.8	-0.7
ロンドン(LONDON)	中小企業(0-249人)	717.3	933.0	30.1	215.7	16.0	17.8	1.8
	個人自営業(0人)	543.9	730.6	34.3	186.7	16.7	18.4	1.7
	大企業(250人以上)	1.3	1.4	7.7	0.1	20.6	20.6	-0.0
南東部(SOUTH EAST)	中小企業(0-249人)	732.2	836.0	14.2	103.8	16.4	16.0	-0.4
	個人自営業(0人)	547.4	644.0	17.6	96.6	16.8	16.2	-0.6
	大企業(250人以上)	1.0	1.1	10.0	0.1	15.9	16.2	0.3
南西部(SOUTH WEST)	中小企業(0-249人)	414.0	512.8	23.9	98.8	9.2	9.8	0.5
	個人自営業(0人)	298.4	395.3	32.5	96.9	9.2	10.0	0.8
	大企業(250人以上)	0.4	0.4	0.0	0.0	6.3	5.9	-0.5
ウェールズ(WALES)	中小企業(0-249人)	190.6	213.0	11.8	22.4	4.3	4.1	-0.2
	個人自営業(0人)	137.4	159.8	16.3	22.4	4.2	4.0	-0.2
	大企業(250人以上)	0.2	0.2	0.0	0.0	3.2	2.9	-0.2
スコットランド(SCOTLAND)	中小企業(0-249人)	284.6	322.1	13.2	37.5	6.4	6.2	-0.2
	個人自営業(0人)	197.5	228.9	15.9	31.4	6.1	5.8	-0.3
	大企業(250人以上)	0.5	0.5	0.0	0.0	7.9	7.4	-0.6
北アイルランド(NORTHERN IRELAND)	中小企業(0-249人)	119.2	118.7	-0.4	-0.5	2.7	2.3	-0.4
	個人自営業(0人)	83.6	86.0	2.9	2.4	2.6	2.2	-0.4
	大企業(250人以上)	0.1	0.1	0.0	0.0	1.6	1.5	-0.1

出所：BIS, *Business Population Estimates for the UK and Regions 2014*

注：・従業員数0人の企業（取締役のみの会社、従業員を雇用していない個人自営業者（sole proprietorships）と組合（partnership）を含む。  
・端数調整を行っているため、内訳の合計が全体に一致しない部分がある。また、地域別の大企業の企業数とそれを基にした増加率等の信頼性には限界がある。

現状では、創業促進政策が一定の効果を上げており、高スキルを要するサービス関連産業

を中心に個人自営業の企業数がロンドンを始めとして多くの地域で増加している。中小企業は

労働生産性が上昇し経済成長に寄与している(図表11)。ただ、労働分配率が低下していることや、英国経済の中心であるロンドンにおいて失業率と低所得世帯の比率が高いことからみ

て、スキルに対する需給のミスマッチが生じている可能性が高い。加えて、中小企業の金融円滑化のための施策に対する認知度の向上も課題である。

(図表11) 地域別・規模別の労働生産性

カントリー(country) 地域(reigion)	規模	労働生産性 (ポンド/人)		
		2009年 ①	2011年 ②	成長率(% ②/①)
英国 (連合王国:United Kingdom)	中小企業	35,220.1	39,807.1	13.0
	大企業	48,191.7	51,711.2	7.3
	合計	41,258.1	45,357.8	9.9
イングランド(ENGLAND)	中小企業	35,827.9	40,315.8	12.5
	大企業	46,788.1	50,676.5	8.3
	合計	40,935.0	45,153.0	10.3
北東部(NORTH EAST)	中小企業	29,567.2	31,369.3	6.1
	大企業	36,746.2	42,888.3	16.7
	合計	33,217.7	37,167.3	11.9
北西部(NORTH WEST)	中小企業	31,797.9	36,034.7	13.3
	大企業	42,452.7	46,214.9	8.9
	合計	36,860.6	40,907.4	11.0
ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー (YORKSHIRE AND THE HUMBER)	中小企業	28,879.8	33,027.9	14.4
	大企業	35,607.4	39,415.5	10.7
	合計	31,993.1	36,036.3	12.6
東ミッドランズ(EAST MIDLANDS)	中小企業	28,785.1	33,990.2	18.1
	大企業	35,211.1	38,087.3	8.2
	合計	31,643.4	35,890.2	13.4
西ミッドランズ(WEST MIDLANDS)	中小企業	29,611.7	35,115.8	18.6
	大企業	34,667.4	43,000.0	24.0
	合計	31,999.5	38,864.2	21.5
東イングランド(EAST OF ENGLAND)	中小企業	33,279.9	38,594.5	16.0
	大企業	38,721.1	39,812.3	2.8
	合計	35,750.2	39,143.6	9.5
ロンドン(LONDON)	中小企業	56,387.7	60,623.2	7.5
	大企業	68,939.8	72,716.8	5.5
	合計	62,656.0	66,584.7	6.3
南東部(SOUTH EAST)	中小企業	38,003.5	41,068.4	8.1
	大企業	53,344.3	59,754.6	12.0
	合計	44,897.5	49,414.7	10.1
南西部(SOUTH WEST)	中小企業	27,084.9	31,425.4	16.0
	大企業	43,527.8	40,998.7	-5.8
	合計	34,067.7	35,505.5	4.2
ウェールズ(WALES)	中小企業	25,309.1	31,876.9	26.0
	大企業	34,432.2	40,801.0	18.5
	合計	29,395.2	35,927.6	22.2
スコットランド(SCOTLAND)	中小企業	34,254.5	39,441.5	15.1
	大企業	69,697.8	70,161.0	0.7
	合計	52,113.0	54,888.8	5.3
北アイルランド(NORTHERN IRELAND)	中小企業	33,922.8	36,838.2	8.6
	大企業	37,125.7	33,414.2	-10.0
	合計	35,084.1	35,701.4	1.8

出所：ONS(Office for National Statistics), ANNUAL BUSINESS SURVEY - UK Business Economy by Employment Sizeband and Region, 2009-2011

(注)・労働生産性=aGVA÷年間平均雇用数

- ・本表の地域別・規模別の数値はONSによる試行的(experimental)なものである。
- ・農業は農業支援活動・収穫後活動のみを、金融業は(再)保険業のみを含む。
- ・中小企業：従業員数1-250人(従業員を雇用していない自営業者(sole proprietor)と組合(partnership)を含まない。英国には法人格としてsole proprietorshipがある)
- ・大企業：従業員数250人超

## 2. 英国の中小企業政策

### 2.1 先行研究からみた2000年代までの概況

日本では、ボルトン委員会報告書<sup>48</sup>の公表以降、断続的に英国の中小企業政策についての研究がなされてきた。日本の主要な先行研究<sup>49</sup>に依拠して2000年代までの政策の概況をみると、ボルトン委員会報告書は、英国経済における中小企業の衰退に対する強い危機感から、日本や米国の中小企業政策当局や関係機関への調査も踏まえて、英国でもシステムティックな中小企業政策が必要と論じた。1980年代以降、新規開業促進が重視され、そのためにさまざまなプログラムが整備されてきたが、必ずしも大きな効果が上がっているとは評価されなかった。1990年代には中小企業政策の重心が既存企業の経営能力向上といったソフトな支援に移り、そのために、利用可能な支援策に中小企業が容易にアクセスできるように、ワンストップで中小企業に支援策の情報提供・助言を行う「ビジネスリンク」という拠点が各地に設置された。また、財政的な制約もあって、中小企業政策と地域開発政策の一体的な展開を目的として、多様なステークホルダーが関与する「地域イノベーションシステム (RIS)」の構築

が指向され、英国では1998年に地域開発庁 (RDAs) が各地に設立された (RDAsは2012年に廃止された)。1990年代末以降には、支払い遅延法の施行 (1998年) や支援のワンストップ化の強化の一環としてのビジネスリンクの民間への委託 (2001年) などが行われ、貿易産業省 (DTI: 当時。現在のビジネス・イノベーション・スキル省 (BIS)) の下部組織として中小企業政策を所管するSBS (Small Business Service) が2000年に設立された (SBSは2007年に廃止され、現在はBISが中小企業政策を所管している)。2001年には「中小企業優先」という中小企業政策の理念と課題についての文書が公表された。これが、EUの中小企業政策の基本理念になっていることは既に述べた通りである。

新規開業促進政策の効果もあり、個人自営業の起業数は2010年代以降も急増している (前掲図表7, 8)。以下では、企業家精神に関する問題を所管する首相顧問<sup>50</sup>が2015年2月までに公表した一連の報告<sup>51</sup>を基にして、2010年代の中小企業政策について論じる (以下、「顧問報告」)。

48 The Committee of Inquiry on Small Firms, "Small Firms" Report of the Committee of Inquiry on Small Firms (1971), Her Britannic Majesty's Stationary Office (1971) (商工組合中央金庫調査部 訳『英国の中小企業 (ボルトン委員会報告書)』商工組合中央金庫調査部 (1974))

49 ボルトン委員会報告書公表以降の主要な日本の研究は末尾「参考・引用文献」参照。

50 企業経営と貿易産業大臣等の閣僚の経験を有するヤング卿 (Lord Young)。

51 Lord Young, *THE REPORT ON SMALL FIRMS 2010-2015 BY THE PRIME MINISTER'S ADVISOR ON ENTERPRISE* (February 2015), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/402897/Lord\\_Young\\_s\\_enterprise\\_report-web\\_version\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/402897/Lord_Young_s_enterprise_report-web_version_final.pdf) (2015年8月31日閲覧)

この最終報告に先立って、ヤング卿は以下のように3回中間報告を公表している。

① Lord Young, *MAKE BUSINESS YOUR BUSINESS: SUPPORTING THE START-UP AND DEVELOPMENT OF SMALL BUSINESS* (May 2012), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/32245/12-827-make-business-your-business-report-on-start-ups.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32245/12-827-make-business-your-business-report-on-start-ups.pdf) (2015年8月31日閲覧)

② Lord Young, *GROWING YOUR BUSINESS: A REPORT ON GROWING MICRO BUSINESSES* (May 2013), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/197726/bis-13-729-growing-your-business-a-report-on-growing-micro-businesses.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/197726/bis-13-729-growing-your-business-a-report-on-growing-micro-businesses.pdf) (2015年8月31日閲覧)

③ Lord Young, *Enterprise for All: The relevance of Enterprise in Education* (June 2014), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/338749/EnterpriseforAll-lowres-200614.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/338749/EnterpriseforAll-lowres-200614.pdf) (2015年8月31日閲覧)

## 2.2 2010年代の中小企業政策

ここでは、2010年5月に成立した現政権で実施されている政策（一部に前政権からの継続分を含む）の中で、顧問報告で言及された主要なものについて論じる。政策の区分については、EUのCOSMEの4つの柱（①金融へのアクセスの改善、②市場へのアクセスの改善、③中小企業の競争力・持続可能性のための枠組みの改善、④起業家精神の醸成）に準拠し、⑤その他の政策にも言及する（図表12）。ハイテクVBだけでなくローテクの小規模な企業にも目配りしていることや、起業促進を目的としたビジネス教育の制度化と職業スキルの醸成に関する産

学官民の連携が特徴である。

### 2.2.1 金融へのアクセスの改善

#### ①英国ビジネス銀行（BBB）

英国ビジネス銀行は、中小企業金融の円滑化を目的として2013年7月に設立された公的金融機関である<sup>52</sup>（政府が株式を100%保有）。

BBBは持ち株会社であり、直接中小企業に対する貸付業務を行うことはない。BBBの目的は、民間部門のパートナー（銀行、リース会社、ベンチャーキャピタル、Webをベースとするプラットフォーム等）と連携して、パートナーが提供する、多様な金融商品（後述）を通じて、

（図表12）2010年代の英国の中小企業政策の主な項目

No.	項目	内容
2.2.1	金融へのアクセスの改善	①英国ビジネス銀行の創設（i.スタートアップ・ローン、ii.エンジェル協調ファンド、iii.企業資本ファンド、iv.英国イノベーション投資ファンド、v.成長資金融資、vi.ENABLE信用保証、vii.成長資金融資、viii.金融プラットフォーム、ix.信用照会機関のデータの開放範囲の拡大） ②貸付用資金調達スキーム ③企業金融保証制度 ④ビジネス成長ファンド ⑤英国ビジネス銀行投資プログラム ⑥シード会社投資スキーム
2.2.2	市場へのアクセスの改善	①公共調達へのアクセスの改善（資格認定前調査書の改革〈10万ポンド未満廃止、10万ポンド以上簡素化、国・地方等の基準統一〉、契約発見器（国・地方等の情報の一元的提供、ミステリー・ショッピング（公共調達に関する政府の調査機関）、「ビジネスをともに行うために最良の地方議会賞」） ②国際化（「電子商取引による輸出」促進のための規制上・言語面・文化的障壁の削減、輸出パスポート・スキーム）
2.2.3	競争力・持続可能性のための枠組みの改善	①事業支援策と支援策へのアクセスの改善（成長バウチャー・プログラム、政府の中小企業支援のためのWeb（BUSINESS IS GREAT BRITAIN）の充実、企業成長サービス、中小企業憲章賞〈ビジネススクールの表彰制度〉） ②税制・補助金（雇用控除、中小企業レート控除、雇用主に対する徒弟制補助金） ③規制環境の改善（「全企業のためのより良いビジネス」イニシアティブ〈規制の改革〉）
2.2.4	起業家精神の醸成	①教育プログラム（5ポンドプログラム） ②教育関係者のスキル向上（キャリア教育法定指針、教師への継続的な職業教育の能力の開発） ③地域の中小企業への支援（エンタープライズ・パスポート、エンタープライズ・アドバイザー） ④起業を含む職業選択のためのプラットフォーム（将来収入・エンプロイアビリティ履歴） ⑤起業促進へのICTの活用（産業別eラーニング、ブロードバンド接続バウチャー）
2.2.5	その他	①社会的投資税額控除（社会的企業への投資に対する税制優遇）

52 BBB（British Business Bank）は、2012年9月にBIS大臣が設立構想を公表し、2013年春からBISがパイロット・ケースとして後述する新しい施策を行った。2013年の法人化後、BBBはこのパイロット施策とその他の既存の政府のプログラムを段階的に引き継いだ。2013年10月に主要な役員が選任され、2014年4月以降本格的に業務を開始し、最終的に同年秋に全業務が移管された。

中小企業がライフサイクルに応じた資金にアクセスしやすくすることによって、中小企業金融の市場構造を変革し、市場をより効率的で動的に機能させることである。

以下では、(a) 創業期、(b) 拡大期、(c) 競争力維持期という3段階のライフサイクル毎に、BBBが提供している9つのプログラムを概観する。

(a) 創業期

(i) スタートアップ・ローン (Start-Up Loans) (後掲図表13の説明との兼ね合いで後述)

(b) 拡大期

(ii) エンジェル協調ファンド (Angel CoFund)

これは、エンジェル投資家3名以上とのシンジケーション (協調投資) のためのファンドである。

(iii) 企業資本ファンド (Enterprise Capital Funds)

これは、BBBの傘下のBritish Business Finance Limited (BBFL) がBISから調達した資金を基に設定するベンチャーキャピタル (VC)・ファンドである。中小企業を投資対象とする場合、最大でファンドの3分の2まで出資することができる (1社当たりの上限は500万ポンド)。これによって残りの3分の1に対する民間からの出資を促進する。

(iv) 英国イノベーション投資ファンド (UK Innovation Investment Fund (UKIIF))

これは、リミテッド・パートナーシップ協定に基づいてUK Future Technology Fund (FTF) とthe Hermes Environmental Impact Fundがファンド・マネジャーとなって運用するファンド・オブ・ファンズである<sup>53</sup>。英国にとって戦略的に重要な、ライフサイエンス、環境技術、及び先端製造業に投資するVCファンドに投資する。22億ポンドの資金枠を有し、159億ポンドの投資契約が締結済みである<sup>54</sup>。

(v) 成長資金融資 (Growth Loans)

これは2015年開始のパイロット事業であり、メザニン融資等返済順位が劣後する負債金融を促進するスキームである。中小企業のリスクをBBBが測定し、資金供給者である金融機関への信用保証の供与または、出資によって成長資金の供給を促す。この融資は部分的に担保でカバーされるか、あるいは無担保で行われる一方で、貸出金利は通常の債務よりも高い。

(c) 競争力維持期

(vi) EN ABLE 信用保証 (EN ABLE Guarantees)

これは、2014年11月に創設された中小企業向けの設備資金貸出の信用保証スキームである (ファイナンス・リースも対象に含む)。英国の銀行と外国銀行の英国内の支店が制度に参加可能であり、保証料の支払を条件に代位弁済の原資はBISが供与する。政府保証の対象は個々の貸出ではなく、BBBが保証を認定した貸出のポートフォリオから発生すると予想されるネットの貸倒損失である。

53 ①FTFは、EIB (前掲注8) と英国政府が2010年に創設した、VC投資のファンド・オブ・ファンズ。2009年に立ち上げられたUKIIFのスキームで、現在新規投資を中止している。

②the Hermes Environmental Impact Fundは英国最大級の資産運用・アドバイザー機関であるHermes Investment Managementが運用するファンド・オブ・ファンズ。

54 BBB Web, <http://british-business-bank.co.uk/become-a-partner/uk-innovation-investment-fund/> (2015年9月3日閲覧)。

(vii)成長資金融資 (Enterprise Finance Guarantee (EFG)) (後掲図表13の説明との兼ね合いで後述)

(viii)金融プラットフォーム (Finance Platforms)

これは、BBBの勧告に基づいて2015年末までに財務省が制度設計をする予定の金融機関間の競争促進策であり、複数の資金供給者に当該中小企業に資金を供給する機会を与える仕組みである。中小企業からの借入申込みを拒絶した銀行は、BBBが運営するオンライン上のFinance Platformsに連絡する義務を負う。

(ix)信用照会機関 (Credit Reference Agencies) のデータの開放対象の拡大

これは、大規模銀行系列の信用照会機関が保有している中小企業の信用判定スコアを中小企業向け貸出市場に参入する資金供給者にも開放するためのスキームである (現在法制化段階)。

このように、BBBは中小企業のために事業金融の市場をより効率的に機能させており、2014年9月末までの12か月間に890百万ポンドの新規の貸付・投資を産み出した<sup>55</sup>。

## ②スタートアップ・ローン

スタートアップ・ローンは、民間金融機関が充足することができない創業24ヵ月までの個人事業主の資金需要のギャップを埋めるために、起業前の起業家と創業・運営中の個人事業主の両方への、第一段階のメンタリング・支

援を組み合わされた低金利 (年利6%) の貸付である (1人当たりの借入限度額は2万5千ポンド)。これは、若者が自身の事業アイデアをスタートさせるのを支援するのに重要な、資金とメンタリングを供給するために創設されたものである。

借入希望者は、BBBの完全子会社であるBritish Business Financial Servicesによって運営されるスタートアップ・ローン・カンパニー (SULC: 2012年設立) のWebに登録し、SULCと連携する自らの地域内のデリバリー・パートナーを選択し、借り入れ申込みのために必要となる申請書、ビジネス・プラン及びキャッシュフロー予測などの作成等について、指導とメンタリングを受ける (デリバリー・パートナーは、起業の支援機関や民間のCommunity Development Finance Institutions (CDFIs)<sup>56</sup>)。申請書類がSULCによって承認されると、BISによって調達される資金を基にして、デリバリー・パートナー、または、政府系の金融機関 (Business Finance Solutions)、あるいは資金調達が困難な個人を支援するNGOによって融資が実行され、債務者はこれらの機関に返済する。指導とメンタリングは毎月の分割返済の際などに継続的に行われる。また、債務者への経営支援の一環として、多数の提携会社の製品・サービスを低コストで購入することができる。

当初、起業家候補の年齢は18-24歳に制限されていたが、30歳に引上げられた後に、顧問報告の勧告によって上限が撤廃された<sup>57</sup>。顧問報告によると、スタートアップ・ローンは

55 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 8.

56 CDFIsは特定の地域を対象とし、貧困の削減など、社会的課題の削減に資する融資を行う極小規模の金融機関。

57 Lord Young (2013), *supra* note 51 at 4.

25,000社に1億3,100万ポンドが貸し出され、33,000人の雇用を創出した<sup>58</sup>。

### ③貸付用資金調達スキーム (FLS)

貸付用資金調達スキーム (FLS) は、銀行と建築組合 (Building Society)<sup>59</sup>による民間向けの貸付を促進するために、英国の中央銀行 (Bank of England : BOE) と財務省が共同で創設したスキームである。BOEは、FLSの制度参加者である銀行等からの適格担保 (貸付債権を含む) の差し入れと25bpの手数料の支払を条件として、財務省の外局である債務管理庁 (DMO) が発行した財務省証券 (TB) を貸し出す (BOEはDMOに手数料を支払う)。銀行等が借り入れることができるTBの許容限度額は、過去の民間部門への貸付の純増額の実績を基にして算出される。許容限度額は、(i) 2013年第2四半期から第4四半期の貸付実績を基に計算される「初期借入許容額」、(ii) 2014年の実績を基にする「追加借入許容額」、(iii) 2015年の実績を基にする「2次追加借入許容額」の3種類があり、合算される。中小企業向け貸付の場合、(i)は純増実績の10倍まで、(ii)、(iii)は5倍までの借入が許容される (家計、大企業、ノンバンク向け貸出の許容額は1倍)。市場金利はTB金利に比べて150bp程度高いため、FLSによって銀行等は中小企業への貸出を増やし、その貸付債権を担保として差し入れると、TBの借入を通じて低コストで調達できる資金が増加する。したがって、スパイラル的に中小企業

向けの低金利での貸出を促進する効果が期待されるのである。

### ④企業金融保証制度 (EFG)

企業金融保証 (EFG) は、担保あるいは事業実績の不足から融資を受けにくい企業の借入を円滑化させるための信用保証制度である。対象は英国内の企業であり、1社当たりの借入限度額は1,000～120万ポンド、期間は証書貸付では3ヵ月～10年、当座貸越、商取引債権譲渡、その他のリボルビング貸付では3ヵ月～3年等となっており、資金用途・業種にも制限がある。BBFLが運営するが実際に保証するのはBISである。

また、中小企業の流動性を増加させるために商業信用に政府保証を付ける新しいEFG商業信用 (保証) の試行 (EFG Trade Credit pilot) も行われ<sup>60</sup>、その後、正式にEFGの一部として制度化された。

### ⑤ビジネス成長ファンド (BGF)

ビジネス成長ファンド (BGF) は、英国の5大銀行グループ (ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、HSBC、バークレーズ、ロイズTSB、スタンダード・チャータード) の支援によって2011年に設立された。成長性の高い中小企業への長期の株式投資を行う独立した会社であり、25億ポンドまでの投資資金枠を有し、他の支援機関と協調して投資を行っている。

<sup>58</sup> Lord Young (2015), *supra* note 51 at 7.

<sup>59</sup> 組合員からの出資金を原資として住宅ローンを供与する協同組織金融機関。小切手の決済や借り入れの元利返済専用の貯蓄 (Saving accounts) を受け入れることが多い。

<sup>60</sup> Lord Young (2013), *supra* note 51 at 4.

## ⑥その他

### (i)英国ビジネス銀行投資プログラム (BBBIP)

英国ビジネス銀行投資プログラム (BBBIP) は、企業金融パートナーシップ (the Business Finance Partnership (BFP)) の後継制度である。BFPは、企業の資金調達の手軽化を目的として財務省が資金を提供し、銀行以外の資金供給者が同額以上を拠出することによって企業への資金供給を促進することを目的とした。BFPには企業規模の制限はなかったが、取引高7,500万ポンドまでの中小企業を対象に1億ポンドの基金を財務省が提供するBusiness Finance Partnership Small Capが創設された<sup>61</sup>。このスキームには7つの機関とファンドが資金供給者として参加した。BFPの実行済みの資金供給は継続されているが、制度自体は終了し、2013年4月にBBBIPが創設され財務省が2014年8月に追加的に1億ポンドを配分した (顧問報告によると、総額は4億ポンド)。これによって、英国の金融テクノロジー (Fintech) 部門の強化も期待されている。さらに、BBBIPの内訳として、特定の地域を商圏とする (銀行以外の) 代替的資金供給者が、当該地域の中小企業向けに負債性資金を供給するための事業拡張資金投資スキーム (Expansion Capital Investments) が2015年2月に創設された。

BFPとBBBIPによって、ピア・ツー・ピア<sup>62</sup>貸付、クラウドファンディング、メザニン・ファイナンス、サプライチェーン金融、ファンドからの中小企業への直接貸付等が行われた。

特に、ピア・ツー・ピアとクラウドファンディングは増加し続けており、2014年前半に13億ポンドの取引が行われた<sup>63</sup>。

### (ii)シード会社投資スキーム (SEIS)

シード会社投資スキーム (SEIS) は、シード、あるいはアーリー・ステージのVBへの投資を促すために投資家を優遇する税制のスキームである。要件としては、①SEISからの資金調達は15万ポンド未満、②英国籍あるいは英国内に恒久施設を有する、③従業員25人未満 (グループ会社の場合は合算)、④設立2年以内、⑤資産20万ポンド未満、⑥SEIS利用前は未上場、及び⑦特定の業種 (例: テクノロジー、電子商取引、バイオ・テクノロジー、モバイル機器のアプリ開発、医療研究、独立系映画会社、慈善団体/NGOs、パブ・レストラン等) に属する、という7点を満たしていることで、投資家はSEISに登録した会社 (複数も可) に年間10万ポンドまでの投資をすると、①所得税の50%軽減、②投資実施から3年経過後の株式売却時のキャピタル・ゲイン課税を100%免除、③SEIS登録企業以外に対する投資から得た資金をSEIS適格企業に再投資する場合、その別の投資によるキャピタル・ゲインに対する課税を50%軽減、④投資先企業破たん時の損失軽減 (損失を最も限界税率の高い他の所得と損益通算することができる)、及び、⑤当初の投資から2年間の相続税の免税、を利用可能になる (ただし、保有する投資先企業の議決権比率は30%未満)。SEISは恒久化され、2,000社超が175百万ポンド超の投資を受けるのを支援した<sup>64</sup>。

61 Lord Young (2013), *supra* note 51 at 4.

62 既存の金融機関を仲介せずに、Webを通じて専門の仲介業者が資金調達の希望者と資金運用の希望者をマッチングして行う直接的な貸付取引。

63 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 8.

64 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 8.

上記の施策の内、主要なもの（①スタートアップ・ローン、②貸付用資金調達スキーム、③企業金融保証制度、④ビジネス成長ファンド、⑤英国ビジネス銀行）の認知度をみると（図表13）、①から⑤のいずれかを知っている中小企業は英国全体で47%と半数をやや下回っている。カントリー別にみると、スコットランドでは52%と過半数に達している一方で、北アイルランドは41%と低く、さらに認知度を高める必要があることが分かる。イングランドのリージョンをみると、北東部（53%）だけが5割に達

している。

個々の施策の認知度をみると、①スタートアップ・ローンはウェールズと北アイルランド以外のカントリーとリージョンでは30%を上回っており、特にスコットランドでは4割に達している。その他の施策（②～⑤）の比率は全カントリー、全リージョンで3割を下回っている。英国では、個人自営業を中心とする中小企業の起業促進によって、高スキルを要する産業による知識経済の発展と雇用の創出を経済政策および中小企業政策の基軸としている。このため、

（図表13）地域別の中小企業金融の主要施策の認知度（2014年）

（構成比：%）

	サンプル数	右記 ①～⑤の いずれか を知って いる	① スタート アップ ・ローン (Start up Loans)	② 貸付用 資金調達 スキーム (Funding for Lending Scheme)	③ 企業金融 保証制度 (Enterprise Finance Guarantee Scheme)	④ ビジネス 成長ファンド (Business Growth Fund)	⑤ 英国 ビジネス 銀行 (British Business Bank)
英国（連合王国:United Kingdom）	5,024	47%	34%	24%	17%	15%	10%
イングランド(ENGLAND)	4,066	47%	34%	24%	17%	15%	10%
北東部(NORTH EAST)	250	53%	37%	27%	10%	16%	10%
北西部(NORTH WEST)	449	47%	36%	25%	18%	16%	14%
ヨークシャー・アンド・ザ・ハンバー (YORKSHIRE AND THE HUMBER)	451	48%	36%	26%	19%	13%	8%
東ミッドランズ(EAST MIDLANDS)	459	47%	36%	25%	17%	12%	6%
西ミッドランズ(WEST MIDLANDS)	344	42%	33%	19%	12%	13%	12%
東アングリア(EAST ANGLIA)	446	49%	34%	26%	17%	11%	12%
ロンドン(LONDON)	454	47%	34%	23%	20%	15%	15%
南東部(SOUTH EAST)	605	44%	31%	20%	17%	13%	7%
南西部(SOUTH WEST)	608	49%	34%	28%	17%	19%	7%
スコットランド(SCOTLAND)	413	52%	41%	27%	20%	18%	13%
ウェールズ(WALES)	300	44%	28%	29%	19%	15%	12%
北アイルランド(NORTHERN IRELAND)	245	41%	26%	15%	21%	10%	13%

（注）東アングリアは、リージョンとしての東イングランド（EAST OF ENGLAND）の一部。ノーフォーク州とサフォーク州全域、ケンブリッジシャー、エセックス、リンカーンシャーの一部が含まれる。

（Source）BDRC Continental, *SME Finance Monitor 2011: Annual Report* (2012),  
<http://bdrcc-continental.com/wp-content/uploads/2014/11/Annual-Report-2011-SME-Finance-Monitor.pdf>  
 BDRC Continental, *SME Finance Monitor 2014: Annual Report* (2015),  
[http://bdrcc-continental.com/wp-content/uploads/2015/07/BDRCContinental\\_SME\\_Finance\\_Monitor\\_Annual\\_Report\\_2014-F.pdf](http://bdrcc-continental.com/wp-content/uploads/2015/07/BDRCContinental_SME_Finance_Monitor_Annual_Report_2014-F.pdf)

地域の実情に応じた施策の周知が今後一段と重要になるものと思われる。

## 2.2.2 市場へのアクセスの改善

中小企業のアクセスを改善すべき市場として、顧問報告は公共部門の調達と国際化を挙げている。以下では、これらに関する政策について論じる。

### ①公共部門の調達

英国中央政府は2,500億ポンドの公共部門の調達市場を中小企業に開放してきた。そのための手段として、中央政府は、10万ポンド未満の全ての契約に対する資格認定前調査書（Pre-Qualification Questionnaires (PQQ)）を廃止した。また、10万ポンド以上の契約に対しては、調査書の簡素化・標準化がなされた<sup>65</sup>。

さらに、顧問報告は、英国内の公共調達全般に対して、簡素で一貫性のあるアプローチの構築を勧告した<sup>66</sup>。具体的には、①中央政府の各省庁、地方政府、及び国民保健サービス<sup>67</sup>が財・サービスのサプライヤーに求めるPQQの基準を原則として統一すること、②各機関の公共調達の一元的な情報提供を求めた<sup>68</sup>。つまり、公共調達の入札基準と情報提供を英国全土で統一することによって、「公共調達の単一市場化」を実施したのである。この結果、2015年2月から、全国の公共調達に関する情報を提供す

る英国政府のWeb（Contracts Finder：契約発見器）において、従来の中央政府の情報だけでなく、政府関係機関と地方議会の情報が公開されており、一国の公共調達情報の一元的な提供が世界で初めて開始された。

具体的には、Contracts Finderでは、中央政府は1万ポンド超、その他の公的機関は2万5千ポンド超の入札案件が公開されており、①過去の案件の落札条件を含む実績、②現在入札中の案件、及び③将来の案件を地域別にキーワード（例：ソフトウェア、建設、事務用品等）で検索でき、中小企業に入札参加の判断材料を提供している<sup>69</sup>。

このような政策の実効性を担保するために、政府は、ミステリー・ショッパー制度を試行し、中小企業との関係に対する説明責任を元請契約者（contractors）に課した。ミステリー・ショッパーは英国政府内に設置されている公共調達に関する調査機関であり、支払遅延等の不公正取引だけでなく、入札の手続きなどが中小企業にフレンドリーであるか等についても、申し出によって調査し、その結果を申し出た企業に開示する。顧問報告は、ミステリー・ショッパーにより大きな執行権限を付与することを勧告した。特に、中小企業の資金繰りの観点からは、代金の支払いが迅速になされることが重要である。このため、全ての公的主体とそのサプライチェーン（の企業）に納入後30日以内にイン

65 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 8.

66 Lord Young (2013), *supra* note 51 at 4.

67 NHS (National Health Service)：日本の国民健康保険制度に似ているが財政の8割を中央政府が負担する。

68 Lord Young (2013), *supra* note 51 at 21,22.

69 <https://www.contractsfinder.service.gov.uk/Search/Results?IncludePipeline=False&IncludePreProcurement=False&Keyword=software%20accounting&LocationType=Region&Region=North%20West>

ボイスで請求された代金を支払う法的義務を負わせることを勧告した<sup>70</sup>。

このように、英国で従来から政策課題となっている「煩瑣な行政手続き (the red tape)」の劇的な削減の範囲に中央政府だけでなく、地方政府や国民保険サービスの「公共部門の契約への入札」を含めることによって、中小企業に対して市場を拡大しているのである。全国的な市場競争に晒すことを通じて、地域の中小企業の競争力を向上することと、その結果として公的部門の調達コストの削減につなげることも企図されている。

なお、地方政府に中小企業への市場開放のインセンティブを付与するために、2013年1月に地方政府の調達において中小サプライヤーにとって最良の地方議会を探すための初の全国的なコンテスト（「ビジネスをともに行うために最良の地方議会賞 (“Best councils to do business with awards”）」の実施が公表された<sup>71</sup>。同年5月に10の地方議会が表彰された。自地域への企業の誘致を目論む地方議会にとって、国内のみならず国外の企業にもアピールすることのできる格好の機会となった。

## ②国際化

顧問報告では国境をまたぐ電子商取引の拡大を踏まえて、中小企業が「電子商取引による輸出 (‘e-exporting’）」を欧州に拡大することができるように、EUの規制のハーモナイゼーショ

ンの遅れや言語・文化面での差異を原因とする障壁の削減、英国貿易投資総省（日本のJETROに性質が似た組織）の輸出パスポート・スキームによる一層の支援を進める、などの意向を示している<sup>72</sup>。輸出パスポート・スキームは、中小企業のための輸出の適性評価・支援のサービスであり、英国貿易投資総省の地域の国際貿易チームが、輸出を新規に行う企業に対して訓練、計画策定及び海外事業の拡大の支援を12ヵ月にわたって無料で行うものである<sup>73</sup>。

政府がe-exportingを推進する理由は、所在地や規模の大小に拘わらず企業が輸出によって売上を伸ばせるためである。特に、ネット経由で販売可能なソフトウェアの開発や会計サービス等のサービス貿易は輸送コストが不要であるため、中小企業にとっても参入障壁が低い。既にみたように、サービス貿易を実施する小規模企業が増えている要因として、このような政策も寄与していることが示唆されている（前掲図表9）。

## 2.2.3 競争力・持続可能性のための枠組みの改善

### ①事業支援策と支援策へのアクセスの改善<sup>74</sup>

第一に、政府は成長バウチャー・プログラム (a Growth Voucher programme) を制度化した。これは、世界初の制度であり、認定されたアドバイザーから初歩的な戦略面での助言を受

70 Lord Young (2013), *supra* note 51 at 4.

Lord Young (2015), *supra* note 51 at 8.

なお、EUにおいても、支払遅延は競争政策としてだけでなく中小企業政策としても重要な課題となっている（三井・前掲注1、216～230頁、「第9章 欧州での『代金支払遅延問題』とは正策」に詳しい）。

71 Lord Young (2013), *supra* note 51 at 5, 22.

72 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 22.

73 <https://www.gov.uk/guidance/passport-to-export-service>

74 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 4,7-8.

け、どのような戦略が機能するのかを小規模・マイクロ企業がテストするのを助成している。具体的には、①従業員249人以下、②イングランドで登記されている、③積極的に販売活動を行っている、④独立している（他の企業・組織が保有する議決権比率が25%以下）、及び⑤取引高が5,000万ユーロ未満の小規模企業を対象として、①資金調達と資金繰り、②スタッフの採用と育成、③リーダーシップと経営スキルの向上、④マーケティング、潜在的顧客層への訴求と獲得した顧客の維持、及び⑤デジタル・テクノロジーの活用について戦略的な助言を受けられる際に、2,000ポンドを上限として、費用の半分までを補助する制度である（従業員19人以下、あるいは取引高が400万ユーロ未満の企業については、the separate Small Business Charter Growth Voucher programmeが利用可能であるが、本制度との併用はできない）。

第二に、主に、イングランドの中小企業やベンチャー・ビジネスの利用を想定して、企業の創業、（急）成長を支援するために、資金調達や従業員の採用・育成、輸出を含む新市場の開拓、研究・開発等に関する助言やケーススタディを掲載した英国政府のWebであるBUSINESS IS GREAT BRITAIN（「事業は素晴らしい」と「企業こそが英国そのものである」の二重の意味を表していると思われる）に、政府の別のWeb上の法制情報を追加することによって情報提供のツールを改善し、中小企業に事業上の助言を提供している。

第三に、企業成長サービス（The Business Growth Service）によって、高成長の可能性を

有する中小企業に、様々な分野の専門家が課題に対する助言を提供する制度を設けた。これは、BUSINESS IS GREAT BRITAINで提供されるサービスの一部であり、従業員数250人未満、取引高4,000万ポンド未満のイングランドの企業に対して、資金調達、研究・開発、リーダーシップと経営スキル、輸出等について、個々の企業に適した助言・支援を提供するものである。

第四に、顧問報告の勧告によって創設された「中小企業憲章賞（the Small Business Charter Awards）」によって、ビジネススクールが中小企業と、中小企業の成長に貢献する地域のハブを支援するのを奨励している。これは、所在する地方の中小企業のコミュニティにアプローチし支援を行う大学のビジネススクールを表彰する制度であり、ビジネススクールが大企業向けの人材供給だけでなく、地域社会において、社会的企業や中小企業を支援する結節点としても機能することを促すものである。

## ②税制・補助金

英国政府は、税制と補助金によっても、中小企業にとってより支援的な環境を構築してきた<sup>75</sup>。

第一に、雇用控除（the Employment allowance）で、企業と慈善団体に国家保険拠出金（National Insurance Contributions）の2,000ポンドの税額控除を設けている。これは、125万社に恩典をもたらし、約45万の中小企業が拠出金の支払いを完全に免除されている。

第二に、非居住用の事業用固定資産（店舗、

<sup>75</sup> Lord Young (2015), *supra* note 51 at 7-8.

事務所、工場、パブ、倉庫、工場、貸別荘・ゲストハウス等)を課税ベースとする地方税である「企業レート (business rates)」についての軽減措置を実施している。中小企業レート控除 (the Small Business Rate Relief) との重複適用によって、中小企業に対する軽減措置を拡大している。

第三に、雇用主に対する徒弟制補助金 (The apprenticeship Grant for Employers) によって、最初の徒弟 (apprentice) を採用した企業に1,500ポンドを提供している。補助金の80%は25人以下の従業員を雇用する企業に提供され、中小企業が将来の労働力を訓練するのを支援している。

### ③規制環境の改善

英国では、煩瑣な行政手続き (red tape) の削減が従来から大きな政策課題の一つとなっていることは既に述べたが、そのためには既存の規制を改革する必要がある。公共調達のパQQが国と地方で統一されたことは既に論じたが、特に、省庁毎あるいは地方政府毎に異なる基準で規制が課されている現状を改善する必要性が高い。そのためにBISのベター・レギュレーション局 (Better Regulation Delivery Office) が実施しているイニシアティブが、「全企業のためのより良いビジネス (Better Business for All (BBfA))」である。これは、後述するLocal Enterprise Partnerships (LEPs) の一部として、地方政府と地域の産業界が連携して、地域経済の活性化のために、よりビジネス・フレンド

リーな規制環境について継続的な対話を行い、地方政府独自の規制の改革や、EUと中央政府の資金の地方のプロジェクトへの配分を目的とするものである。LEPsは、現政権で2011会計年度に開始されたが、顧問報告によると、政府の規制改革によって企業は年間の純費用を22億ポンド削減することができた<sup>76</sup>。BISは2015年5月にBBfAの進捗報告を公表し、一層の進展のために、①地方政府と地域の産業界のコミュニケーション、②産業界のBBfAへの積極的関与、③地方政府の担当者の継続性とビジネス指向についての訓練の高度化、が必要であると指摘した。加えて、BBfAが中央政府の規制の改革について提言する機能と経路を改善する必要性も指摘した<sup>77</sup>。

## 2.2.4 起業家精神の醸成

既に述べたように、EUやOECDの中小企業政策では起業家精神の醸成、起業の促進が重視されている中で、他の欧州先進国に比べて、英国の新規開業数の増勢が際立っている。これは、特に個人自営業の新規創業が主たる要因となっている (前掲図表7, 8, 10)。

以下では、顧問報告が強調している、①起業家精神の醸成策としての教育制度と②起業を容易にするツールとしてのICTの活用に関連する政策について概観する。

### ①中小企業政策としての起業家教育の意義

顧問報告は、起業家精神に関連する教育を

<sup>76</sup> Lord Young (2015), *supra* note 51 at 7.

<sup>77</sup> BIS Better Regulation Delivery Office (BRDO), *Better Business for All: Review of Progress* (2015), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/430085/15-298-bbfa-review-of-progress.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/430085/15-298-bbfa-review-of-progress.pdf)

中小企業政策として位置付けた理由について以下のように述べている。

ハイテクのアーリー・ステージのVBが政策対象として注目を集めがちであるが、そのようなVBの数は全体からみると少ない。企業の大多数は、従業員10人未満の非常に小規模で、ローテクな会社であるため、支援が届いていない政策領域に注目することも重要である。しかし、活気に満ちた職業選択として一般的な中小企業の起業を支援する政策は殆どなかった。特に、自営業を含む起業に必要なスキルと取り組み姿勢について、教育システム内部では殆ど認識されていなかった<sup>78</sup>。

敷衍すると、ハイテクVBだけでなく、大多数を占めるローテクな中小企業も一国の経済を支えていることを踏まえると、一般的な中小企業の起業を志す若者を育成するための「教育」を社会人になるまで制度的に施すことが、一国の経済政策としても重要であると顧問報告は考えたのである。

そこで、英国の教育制度の中で起業家精神の醸成に関連する政策を概観する。

## ②近年の起業家精神に関連する政策

### (a) 教育プログラム

初等教育においては、「5ポンド・プログラム (Fiver programme)」によって、1ヵ月間ミニ事業を運営するために小学生に5ポンドを提供し、起業家精神と事業についての感覚の涵養を支援している。若年時にこそ、起業家精神に通じる斬新なアイデアに対してオープン・マイン

ドだからである。これは中等教育においても継続する必要があり、成功のためのモチベーションを強化する複数の優れたプログラムが運営されている<sup>79</sup>。

高等教育機関については、既に述べた中小企業憲章賞によって、大学のビジネススクールが所在する地方の一般的な中小企業のコミュニティへも支援の範囲を拡大することを促している。

### (b) 教育機関関係者のスキルの向上<sup>80</sup>

キャリア教育法定指針 (Careers Statutory Guidance)<sup>81</sup>によって起業家精神についてのプログラムを提供するインセンティブを学校に付与している。これは、教育省が教育関連の指導者 (学校長、教師、学校スタッフ、地方自治体の教育担当部署) と学術機関を対象として作成した8年生 (12-13歳) から13年生 (17-18歳) までの生徒へのキャリア教育の指針である。1997年教育法 (the Education Act 1997) 42A条、45A条によってキャリア教育に対する指導者の義務を成文化しており、要求事項と推奨事項で構成されている。学校側の指導スキル向上のために、第一に、2006年設立の政府部局であり、教育機関の査察と規制を主な任務とするOfsted (The Office for Standards in Education, Children's Services and Skills) の査察を通じて、起業家精神に関するカリキュラムの開発と改善を学校に促している。第二に、特定の職業に求められるスキル更新のためのプログラムである継続職業能力開発 (Continuous Professional Development) の一部として、産

<sup>78</sup> Lord Young (2015), *supra* note 51 at 5.6.

<sup>79</sup> Lord Young (2014), *supra* note 51 at 5.

<sup>80</sup> Lord Young (2014), *supra* note 51 at 5.

<sup>81</sup> [www.gov.uk/government/publications/careers-guidance-for-young-people-in-schools](http://www.gov.uk/government/publications/careers-guidance-for-young-people-in-schools)

業界によって主導された訓練プログラムを通じて、教師に労働と事業の世界で要求されるスキルと態度を理解する機会を提供している。具体的には、英国の産業界・経済団体の傘下の企業が教師を受け入れ、5日間のコースでその企業の事業についてではなく、企業経営に求められる原則に関する洞察とスキルについて教授している<sup>82</sup>。

#### (c) 地域の中小企業への支援<sup>83</sup>

第一に、エンタープライズ・パスポートにより企業の採用活動上のコストを軽減している。これは、GCSEs, A-Levels, BTEC及び学位のような学術上の業績に関する既存の記録に加えて、若者の経験と成長の記録・証明を提供するツールである。ここで、英国の教育制度におけるキャリア教育について概観すると、GCSEs (General Certificate of Secondary Education) は義務教育の最後の2年間で受講する課程と最終年に受験する全国的な学力試験であり、数学、国語、科学等の科目ごとに成績が認定され、その記録が進学や就職の際に参考にされる。A-Levels (The General Certificate of Education Advanced Level) は大学入学前の中等教育機関の卒業資格を認定するために2年間に分けて教育機関によって行われる試験であり、やはりその記録が参考にされる。BTEC (Business and Technology Education Council) は初等教育から高等教育までの各段階で求められる、さまざまな職種毎の理論と実習の課程を受講したことを認定する資格であり、課程の作成に関与した業界に就職を希望する際に求め

られる資格の取得を免除される。このように、教育と職業が密接に関連付けられており、既に述べた個人自営業の長期かつ継続的な増加の一因になっているものと思われる。

第二に、ボランティアであるエンタープライズ・アドバイザーが、若者に労働と事業について現実の生活で経験させるために、自らのネットワークを通じて、学校と地方の企業のパートナーシップ構築をコーディネートしている。エンタープライズ・アドバイザーは、地元企業と連携して、学校長・教師が学生に職業教育を施す能力を開発することを支援しており、教師等の能力開発によって学生に職業上の潜在的可能性を啓発することを目指している。

#### (d) 起業を含む職業選択のためのプラットフォーム<sup>84</sup>

政府は顧問報告の提案に基づいて、将来収入・エンプロイアビリティ履歴 (the Future Earnings and Employability Record (FEER)) のプロトタイプを2014年12月に構築した。これは、学生向けのキャリアパスに対する情報の充実と労働市場の透明性向上のために、卒業した高等教育機関の別に、職種別・地域別の収入の変化の履歴を10年間にわたって記録するものである。これを公表することによって、若者は自身の将来のための教育の選択肢とその決定に際して、より適切な情報を入手することが可能になると期待されている。2015年2月の顧問報告ではFEERの構築が同年中に開始されると記載されているが、複数のデータベースのマッチング等が必要になるため、完成までに数年

82 Lord Young (2014), *supra* note 51 at 23.

83 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 7.

84 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 7.18.

を要する模様である<sup>85</sup>。

(e) 他のステークホルダーとの協働

教育指導者、教師及び教育システムの中で政策形成、行政と施策の実行に参与する全ての人々を対象として、教育界と労働界・産業界の間のより緊密な連携の構築を進めている<sup>86</sup>。

③起業促進へのICTの活用

以上のように、顧問報告は起業家教育の中小企業政策としての側面を重視した。ただ、殆どの企業は、創業段階では個人自営業、あるいはマイクロ企業であるため、多額の資金を調達して設備投資を実施することは難しい。このような参入障壁を低くするのがICT（情報通信テクノロジー）である。顧問報告は、中小企業の創業環境に対して、規制改革や税制よりもICTが大きな影響を及ぼしたとしており、特に最近5年間でスマートフォンとタブレット端末の価格が低下したことでモバイル・コンピューティングが普及し、あらゆる背景・年齢の人々にとって参入障壁も低下したことを指摘した<sup>87</sup>。また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）とクラウド・コンピューティングの普及も中小企業の宣伝・広告や販路拡大を国内だけでなく海外に対して行うコスト、あるいは資金調達やネットワーク化の障壁を劇的に引き下げる要因になったこと<sup>88</sup>と、インターネットが英国の中小企業に対して190億ポンドの事業機会を提供

していることも指摘し、起業と中小企業の生産性向上のために実施された政策を以下のように挙げている<sup>89</sup>。

第一に、ネット関連の事業機会を活用することができるよう、産業別にデザインされた短期のeラーニングの新しい課程を作成した。第二に、政府の1億ポンドのブロードバンド接続バウチャー（Broadband Connection Vouchers）によって、中小企業のブロードバンド接続を容易にしている。この制度は、2016年3月末を期限として、中小企業（登録慈善団体、社会的企業、個人事業主を含む）のネット環境のブロードバンド化によって、生産性の向上（＝活動の迅速化）、顧客サービスの改善、ビデオ配信による新市場へのアクセスを促進するために、政府が1企業当たり最大で3,000ポンドを補助するものである。50都市で展開され、登録された861のブロードバンド業者で使用可能であり、4万社超が便益を享受しており、殆どの企業の負担は、付加価値税（VAT）と毎月の使用料のみである。この制度のWebには、ICTに不慣れな小規模企業や個人自営業者のために、平易な解説とケーススタディを掲載しており、中小企業にビジネスのアイデアを提供している。また、政府のメールマガジンで未利用企業に利用を呼び掛けている<sup>90</sup>。

これらの政策の効果もあり、2010-12年以降、若い世代（18～24歳）で起業を希望する比率

85 <http://enterpriseforalluk.com/report/recommendation1>

86 Lord Young (2014), *supra* note 51 at 4. 連携構築のカギとなる役割を担うのは企業経営者団体とthe Local Enterprise Partnerships (LEPs: 後述) であるとしている。

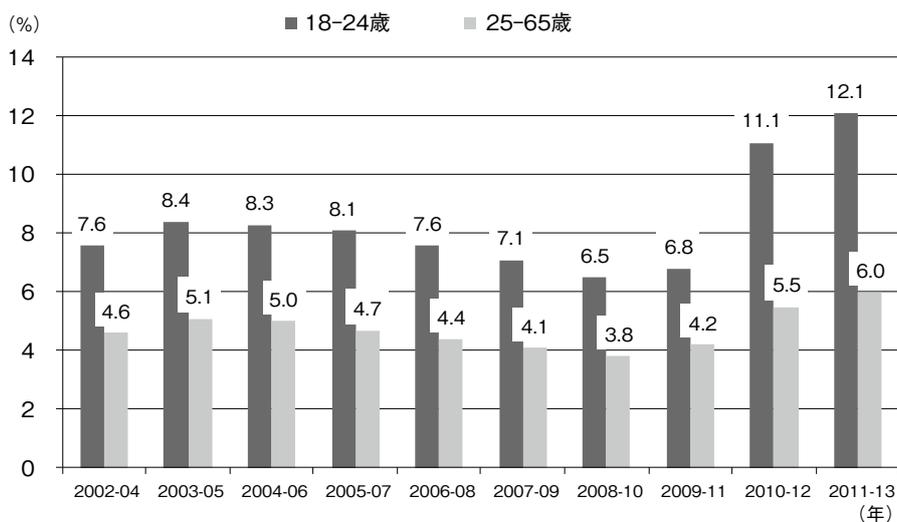
87 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 5.

88 Lord Young (2012), *supra* note 51 at 6,17. (SNS: pp.6,クラウド: pp.17)

89 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 7.

90 文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media & Sports (DCMS)) Web (<https://www.connectionvouchers.co.uk/>) (2015年9月10日閲覧)、及び、歳入関税庁 (Her Majesty Revenue & Customs (HMRC)) メールマガジン“£3k grant for better broadband” (2015年9月9日 (日本時間) 配信。DCMSの情報をHMRCが配信したもの)。

(図表14) 起業を希望する比率 (年齢階級別)



出所：Lord Young, *THE REPORT ON SMALL FIRMS 2010-2015 BY THE PRIME MINISTER'S ADVISOR ON ENTERPRISE*, February 2015

資料：GEM Adult Population Survey (APS) 2002-2013

注：移動平均

が上昇しており(2009-11年:6.8%→2011-13年:12.1%)、上昇の幅(5.3%ポイント)は25～65歳の世代(同:4.2%→同:6.0%)の1.8%ポイントを大きく上回っている(図表14)。

### 2.2.5 その他の政策

社会的企業は、特にエネルギー、輸送、健康、教育及び消費財の分野で破壊的イノベーションを起こしており、2010年の24万社から2013年に30万社に増加し、中小企業数の6%を占めている。社会的投資(社会的企業への投融資)の市場は2億ポンド超(2013年)に達しているが、金融へのアクセスに困難をきたしている社会的企業はなお残存している。このため、2014年4月に、社会的投資税額控除(a Social Investment Tax Relief)が導入された<sup>91</sup>。

## 2.3 地域開発政策と一体化した中小企業政策

### 2.3.1 Local Enterprise Partnerships (LEPs) の背景と概要

[2] 2.1で述べたように、英国では地域開発を担うために設置された地域開発庁(RDAs)が2012年に廃止された。その理由は、英国政府の財政悪化を背景として、官主導のRDAsが「お役所仕事」「管轄主義」と批判され、期待された効果を上げていないと現政権によって判断されたことであった。RDAsの問題点を改善するために、現政権は地域開発にも民間の活力を従来以上に導入する必要があると考えた。そのためにイングランドを対象として制度化されたプラットフォームがLEPsである。LEPsの意味合いは、「地方における(Local)」「企業家精神(Enterprise)」を活性化し経済開発を促進するための産学官民が連携した「協力体

91 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 23.

この税額控除は投資額の30%に適用される(ソーシャル・インパクト債にも適用できる)。

(Partnership)」であると思量される<sup>92</sup>。加えて、個々の地域がLEP上で展開する各種のイニシアティブを構築した。

以下に、国土交通省の資料を基にしてLEPsを通じた中小企業政策と関連するイニシアティブの概要を示す(図表15)<sup>93</sup>。

(図表15) LEPsとその関連イニシアティブ(中小企業政策との関わりが深いもの)

No.	イニシアティブ
①	Local Enterprise Partnerships LEPは、機能的経済地域を勘案して、委員会メンバーの半数以上は民間セクターとするビジネス主導の官民学連携(筆者注:の協力体)とされている。2014年現在、39のLEPが承認されており、イングランド全域をカバーする形となっている。また、一部のLEPは圏域が重複している。 LEPは(筆者注:下記③の)地域成長基金(Regional Growth Fund)などの競争的資金の獲得や、基礎自治体がLocal Planを策定するにあたっての協力も行っている。また、2014-2020年(の)EU構造基金の管理主体ともなる。
②	エンタープライズ・ゾーン(Enterprise Zones(EZ)) サッチャー政権時代にもあったが、連立政権によって2011年に新たに創設された。企業に対して、税制の優遇、都市計画手続きの簡素化、ブロードバンド整備の支援などのインセンティブを提供することで、企業の経済活動の開始・拡大を支援するものである。LEPの圏域内の特定の地域が指定され、2014年現在、24のEZが指定されている <sup>94</sup> 。
③	地域成長基金(Regional Growth Fund) 経済成長と継続的な雇用の確保のための民間部門の投資を支援することを目的とした基金。2011~2017年の間で32億ポンドの基金が予定されている。基金の利用申請が可能な事業の最低予算は100万ポンド以上となっており、申請は公共部門単独ではできず、民間あるいはLEPのような官民協働による事業主体でなくてはならない(LEPも申請できるが優先権はない)。成果として、これまでに160億ポンドの民間部門による投資と10万人以上の雇用が創出された。

(出所) 国土交通省Web「各国の国土政策の概要 英国(イングランド)の地域政策」(<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/uk/> (2015年9月8日閲覧))

(注) ①~③の他に、インフラ整備等の戦略に関する政府と個々のLEPの連携構築のためのイニシアティブとして、④都市協定(City Deals)と⑤成長協定(Growth Deals)がある。

当初、中央政府はLEPsの統治体制を厳密には規定せず、中小企業を含む民間部門が主体となって地域開発の戦略に創意工夫を採り入れることを企図した。そのため、LEPの運営委員会(LEP Board)の議長は民間から選出され、委員の50%以上が民間から、残りは地方当局とその他の関連する公的機関から選出されること

とした<sup>95</sup>(大企業、中小企業、社会的企業、地方当局、大学等及び地方の公的機関によるパートナーシップが想定されていた<sup>96</sup>)。また、特定の行政管轄による地域区分ではなく、経済的機能で地域を区分し、柔軟性を持たせる形で各地でLEPを構築するように促した<sup>97</sup>。

92 この意味合いを適切かつ簡潔に邦訳することは困難であることから、本稿では原文のままLEPs、あるいはLocal Enterprise Partnershipsを使用する。なお、制度としての総称、あるいは複数形としては「LEPs」、単数形としての個々の協力体としては「LEP」の語を使用していることに留意されたい。

イングランド以外のカントリーの地域開発戦略を以下に示す(国土交通省Web「各国の国土政策の概要 英国(イングランド)の地域政策」(<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/uk/> (2015年9月8日閲覧)))。

①ウェールズ: "People, Places, Future-The Wales Spatial Plan 2004"

②北アイルランド: "Regional Development Strategy for Northern Ireland (RDS)"

③スコットランド: "NATIONAL PLANNING FRAMEWORK FOR SCOTLAND (NPF)"

94 「経済特区」に類似している。

95 BIS, *LEP Assurance Framework* (2014b), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf) at 3.

96 BIS, *supra* note 42 at 34.

97 BIS, *supra* note 42 at 3.

### 2.3.2 中小企業政策としてのLEPsとその改革

上述の地域成長基金（RGF）（**図表15**の③）を中小企業に供給する場合、LEPを経由しなければならない。RGFは中小企業が資本設備を購入する際の頭金部分を補助金として供与する。また、残額の融資を民間金融機関等から受ける際にBBBの信用保証制度等を用いる。補助金と融資の併用で、中小企業の資本コストを引き下げることが、その設備に関連する雇用の創出と維持が条件となる<sup>98</sup>。RGFによって5,100社の中小企業に3.38億ポンドが供与され、41,100人の雇用の創出と9.6億ポンドの民間投資の誘発が企図されている。

このように、LEPsは地域での中小企業政策にも密接に関連している。しかし、当初、運営委員会の統治体制を緩やかなものにしたため、メンバーの意思の疎通が必ずしも十分になされていないとの批判が、英国の代表的な中小企業団体であるFSB（Federation of Small Businesses）から提出された。同時にFSBは、LEP内部でのRGFやEUの構造基金のプロジェクト毎の配分についても、意思決定の透明性と説明責任、及びその費用対効果の測定について改善の必要性を指摘した<sup>99</sup>。顧問報告も、LEPsの地域における中小企業政策としての重要性に鑑みて、地方当局、商工会議所、各種

の企業のネットワークとその他の企業の利益団体を含む、公的部門と民間部門が共同で運営するパートナーシップとして、その機能を十全に発揮できるようにするために、LEPsの役割を明確化することを勧告した<sup>100</sup>。

こうしたこともあり、政府はLEPs制度の改革に着手している。第一に、2014年12月に、個々のLEPのガバナンスと意思決定の改善のために、地方当局が単なる側面的な支援にとどまることなく、従来よりもLEPに深く関与することを求めた。さらに、透明性向上のための情報開示の強化と説明責任の向上を目的として各LEPが行うプログラムで配分された資金の監査等を行うことや、プロジェクトの優先順位を費用対効果に応じて決定することを求めた<sup>101</sup>。第二に、政府は、各LEPが情報公開や戦略策定を行う際の検討材料として、2015年7月に資金、人材、知識資産、産業構造とインセンティブ、広範な環境、イノベーション産出という6つの側面のさまざまな指標を基にして、各LEPがイノベーションを実現するために有している比較優位を計測し公表した（**図表16**）<sup>102</sup>。

さらに、政府は、2014年末を基準時点として、投入された各種の基金の使用状況と自己評価の報告を各LEPから受け、その結果をまとめて2015年9月に公表した<sup>103</sup>。

98 BIS, *Regional Growth Fund: annual monitoring report 2014* (2014a), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/367142/bis-14-974-RGF-annual-monitoring-report-2014.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/367142/bis-14-974-RGF-annual-monitoring-report-2014.pdf) at 24,28,29 (2015年9月11日閲覧)

99 FSB, *THE FUTURE OF LOCAL ENTERPRISE PARTNERSHIPS: THE SMALL BUSINESS PERSPECTIVE* (Sept. 2014), <http://www.fsb.org.uk/policy/assets/fsb-making-leps-support-small-business-better.pdf> at 8-16.

100 Lord Young (2015), *supra* note 51 at 34.

101 BIS, *supra* note 98 at 6-11.

102 BIS, *MAPPING LOCAL COMPARATIVE ADVANTAGES IN INNOVATION: Framework and indicators* (Jul. 2015), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/440755/bis-15-344-mapping-local-comparative-advantages-in-innovation-framework-and-indicators.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/440755/bis-15-344-mapping-local-comparative-advantages-in-innovation-framework-and-indicators.pdf) at 32-34.

103 Department for Communities and Local Government, *The Growing Places Fund: Investing in Infrastructure* (Sept. 2015), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/458246/Growing\\_Places\\_Fund\\_-\\_Sept\\_2015\\_update.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/458246/Growing_Places_Fund_-_Sept_2015_update.pdf)

(図表 16) LEPの比較優位計測の主要な指標

No.	項目	指標
①	資金	R&D投資、VC投資等
②	人材	地域住民に占める科学・研究・技術者等の専門的な被雇用者数、高等教育機関への就学率と卒業生の地域への定着等
③	知識資産	知的財産権の保護、産学連携等
④	産業構造とインセンティブ	クラスターでの戦略業種の集積度等
⑤	広範な環境	就業率、生活の質、平均通勤時間、ブロードバンド、企業の開・廃業率と純増加率、年間平均賃金
⑥	イノベーション産出	生産性、粗付加価値等

(source) BIS, *MAPPING LOCAL COMPARATIVE ADVANTAGES IN INNOVATION: Framework and indicators* (Jul. 2015), [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/440755/bis-15-344-mapping-local-comparative-advantages-in-innovation-framework-and-indicators.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/440755/bis-15-344-mapping-local-comparative-advantages-in-innovation-framework-and-indicators.pdf)

(注) 筆者作成。

## 2.4 2010年代の中小企業政策の評価

顧問報告は、2015年2月に「会社を創業し成長させるために今以上に良い時代はこれまでになかった」として「中小企業にとっての黄金時代である」と評価した<sup>104</sup>。

英国の中小企業政策の特徴をEU・OECDの政策理念と関連づけてみると、①地域開発政策との一体化、②多様なステークホルダーとの連携、③ICTの活用を通じた起業の促進、④社会的企業の役割の認識等、多くの点で、EUやOECDの政策と同様の理念や体系に基づいていることが分かる。むしろ、英国では、EUやOECDに先行して実験的な政策及びその改革が行われている<sup>105</sup>。例えば、EUが推奨している地域中小企業エンボイは公的部門（地方政府）のキーパーソンが担い、多様なステークホルダーの結節点となり、地域開発の戦略や利害の調整を行うことが想定されている。英国では、既に2000年代前半から公的機関であるRDAs（地

域開発庁）が主導し、ステークホルダーと連携して地域開発を進めようとした。しかし、RDAs主導の地域開発の費用対効果が必ずしも高くなかったと判断されたことから、2010年代に、地域開発政策と中小企業政策を一体化する政策を民間主導のLEPsで実施する体制に改めた。つまり、官主導から民主導へと政策形成のパラダイムが転換された。

この他に、英国の近年の中小企業政策で特筆すべき点を挙げると、産業界の関与の強化によって、学生に対して初等教育段階から起業家教育を制度化するだけでなく、学校関係者への起業家教育のスキル形成を通じて、教育の実効性の向上を目指していることである。また、起業教育のトラックレコードが個人毎に残ることは、就職時の情報授受のコストを引き下げる。加えて、ハイテクVBだけでなく、ローテクの「一般的な中小企業」が起業後に行う市場開拓にも寄与しているものと推測される（当該中小企業

104 Lord Young (2014), *supra* note 51 at 7.

105 英国が先行した後に、EUや主要先進国にも導入された会社法関連の政策としては、①コーポレートガバナンス・コード（1992年に「コンパインド・コード」として導入）、②株式公開会社の年次会計報告書への非財務情報の記載内容の高度化（2006年に「ビジネスレビュー」として導入（現在は「戦略報告書」））、③スチュワードシップ・コード（2010年に導入）等がある。欧州の会社法制の研究者は、「…市場に対する規制（資本市場規制）において先行しているイギリスの法制（ソフトローを含む）のEUの会社法制への影響が増大している」と評価している（正井章彦「会社法とコーポレート・ガバナンスに関するEUの行動計画—解説と評価—」（下）国際商事法務41巻7号（2013）、1002頁）。

の財・サービスの購入を検討する者が、品質の裏付けとなるスキルを事前に評価しやすくなるからである)。一方、将来収入・エンプロイアビリティ履歴は、進学先を検討する学生に対して起業を含む職業と就業地域の選択のために必要な情報を提供している。BBBのスタートアップ・ローンも含めて、こうした重層的・複合的な政策の効果によって、個人自営業を中心に中小企業の数が増加しており、経済成長にも寄与しているものと思われる。ただ、英国では経済の地域格差が問題となっており、個人自営業の起業が活発なロンドンおよびその近郊の中でさえ貧富の格差が問題となっている。また、BBBの施策の認知度は一部のカントリーとリージョンを除くとそれほど高くない。したがって、顧問報告が評価したように英国の中小企業が「黄金時代」を迎えているかどうかを判断するためには、地域格差、貧富の格差が持続的に縮小しながら、英国経済が順調に成長するかどうかを見極める必要がある。仮に、地域格差が縮小しない場合には、BIS (2010) やOECD (2012) が目指す「全ての地域の成長」が困難であるとの帰結に達する。そうした場合の代替策として、低開発地域の人口の（高成長の）大都市近郊、あるいは地方の中核都市への移動を政策的に促し、効率的水準まで経済圏を拡大することが考えられよう。

### 3. 地域活性化のインフラとしての英国の企業法制

#### 3.1 2006年英国会社法に見る「中小企業優先」

標準的な経済理論では、企業（会社）の生産性は市場での競争の結果として向上するため、競争促進政策としての規制改革の重要性が強調される。一方、経済活動を支える無形のインフラには、文化・慣習とともに「法律」（条例や政令等、あるいは判例法も含む）があるが、その法律がもたらす効果<sup>106</sup>は暗黙の前提とされることが多い。規制改革だけでなく凡そ政策を実行するためには、「法律」の新設・改廃あるいは解釈の変更が必要になる。特に、市場での競争を規整する根拠となる「競争法」（日本では独占禁止法）と資本主義経済における財・サービスの主たる供給者である企業（会社）の統治機構を規整する「会社法」が重要なインフラである。

中小企業政策を含む企業に関連する全ての「政策」の根幹としての法律である「会社法」に注目すると、英国では、1985年会社法の改正が1990年代末期から英国内で議論されたが、その議論の過程で「中小企業優先」の精神を会社法で具体化することが主要な課題となった。その結果、「2006年英国会社法（UK Companies Act 2006）」で中小企業が大宗を占める閉鎖会社で秘書役（会社の法令順守などの役割を担う英国独特の会社機関）の設置が270条（1）で任意化された。加えて、会社設立の簡素化が実施された。これらは、「中小企業優先」の観点から中小企業の負担軽減と起業の促進を目的としたものであり、その後の英国の中小企業政策の理念的・法律的な基盤となっている。

106 例えば、刑法は窃盗による経済的利益の獲得を犯罪として罰することにより、「外部不経済」による「市場の失敗」を削減する効果を有している（ただし、警察機構の有効性が条件）。

### 3.2 地域社会の利益の維持・増進を目的とする会社関連法制

#### 3.2.1 地域社会の利益の考慮を取締役に義務づける英国会社法172条(1)

さらに、2006年英国会社法は、全ての会社の取締役に対して、地域社会の利益を考慮する義務を下記の172条(1)で課している(下線は筆者が付した)。

##### 172条(会社の成功を促進する義務)

(1) 会社の取締役は、善意で(in good faith)、全体としての構成員(筆者注≡株主)の利益のために会社の成功を促進すると考えたやり方で行動しなければならないが、そしてその際、(他の事項の中で)次のことを考慮しなければならない:

- (a) 予想される意思決定の長期的な結果
- (b) 会社の従業員の利益
- (c) サプライヤー、顧客その他の者と会社の事業上の関係を発展させる必要性
- (d) 会社事業の地域社会および環境に対するインパクト
- (e) 会社が高い水準の事業活動をしているとの評判を維持することが望ましいこと
- (f) 会社の株主を公平に扱う必要性

この条文は先進資本主義国の会社法としては、稀有な特徴を有している。

第一に、株主のためだけでなく、株主以外のステークホルダーのためにも取締役は忠実義務を課していることである。主要先進国の会社法

は、取締役は会社への忠実義務を課しており、多数説は「会社=株主」とみている。この結果、取締役は株主に対して排他的に忠実義務と注意義務を負う。一方、英国会社法は忠実義務と注意義務を「一般義務(general duties)」と名付け、他国よりも詳細に成文化している(171~173, 175~177条が忠実義務、174条が注意義務)。特に、「会社の成功を促進する義務」を規定した172条の(1)は、株主の利益を優先しているものの、下線を引いた「会社事業の地域社会…に対するインパクト」の考慮も取締役に義務付けている。このように、義務に優先順位を付けることによって、株主の利益だけでなく、地域社会や従業員、サプライヤー、顧客、あるいは環境といった広い意味での「ステークホルダー」の利益も考慮の対象としている。

例えば、大規模公開企業が工場の閉鎖を検討する際に、その地域社会の雇用や経済への悪影響を考慮することを取締役(会)が義務付けられる。株主の利益が優先されるため最終的に閉鎖に至るとしても、414C条で株式公開会社に作成が義務付けられている「戦略報告書(Strategic Report)」に172条の履行状況を記載しなければならないため、操業継続等の代替策の真剣な検討も求められる。このため、短期的な利益の維持を目的とし、地域社会に悪影響を及ぼす安易なリストラは従来と比べて、あるいは他の先進国と比べて概念的には難しくなる。しかも、172条はハードローとして全ての会社に適用されるため、大規模な株式公開会社だけでなく、中小規模の閉鎖会社も遵守しなければならない。

### 3.2.2 会社の営利性の緩和と社会的企業のための法人格

172条の第二の特徴は、下記の第2項で会社の営利性を実質的に緩和していることである。

(2) 会社の目的がその構成員（株主）の便益以外のもので構成されている、あるいは含む場合、構成あるいは含む程度まで、構成員（株主）のための会社の成功を促進することに関する記載はそれらの目的を達成することであるものとして第1項は効力を有する。

会社法理論の通説では、会社は株主の利益のために、取締役によって営利目的で経営されることが想定されている。しかし、社会的企業ばかりでなく所有と経営が一致している一般的な中小企業も、所在する地域社会の利益に寄与する活動を行っており、必ずしも株主利益の最大化を目標としていないことが少なくない。172条(2)は、株主利益の最大化を目的としない会社における「会社の成功」についても規定しており、BISが作成した「2006年英国会社法の説明のための注釈 (explanatory notes)」では以下のように説明している。

(2) は利他的、あるいは部分的に利他的な会社の問題を扱う。そのような会社の例は慈善会社 (charitable companies : CCs) とコミュニティ利益会社 (community interest companies : CICs) を含むが、どのような会社も、その構成員（株主）の『利己的な』利益に優先する『利他的な (unselfish)』目的

を持つことが可能である。会社の目的がその構成員（株主）の利益以外の何かである場合、取締役は善意でその目的を最もよく達成する可能性が高いと考える方法で行動しなければならない。

CCsは、人的保証によって設立され、貧困、教育、宗教、市民権あるいは地域社会の発展等を目的に運営される有限責任の会社であり、税制上の優遇措置があるが、本稿のコンテキストからはCICsが重要である。これは、2004年の1985年会社法の改正で導入された法人格であり、「社会的企業」のために、特別にデザインされた有限責任の会社である。CCsとは異なり、資本金の受け入れ（すなわち、株式の発行）も可能である。その設立時には活動の内容、対象、方法、及び利益計上時の利益の使用目的についての審査 (community interest test) を受け、「資産と利益が地域社会の目的のために社内に留保されることを保証する」ために、「法が認めた場合以外には、資産と利益が配分されること」を認めない「資産凍結 (asset lock)」という制約に服する。

英国の会社法では、CCsやCICsのような株主の利益を優先することを目的としない会社にも法人格を認めているが、一般的な形態の会社であっても、172条(2)によって会社の目的として、株主の「利己的な」利益以外の利他的な目的を優先することもできる。これは、中小規模の閉鎖会社が必ずしも、株主利益の最大化を目的としない場合があることを実質的に認めたものである。

英国では、社会的排除から社会的包摂への

転換、あるいは社会的結束の回復・維持・強化のための役割が企業に期待されており、そうした期待に応えることを目的として、世界的にみても早い段階で社会的企業が出現した。OECD (2014a) においても社会的企業を政策的に支援するための法的枠組みを整備することが必要であると指摘されていたように、英国では、社会的企業を法的に支援するために、新たな法人格としてCICsが導入されたのである。しかも、社会的企業、あるいはCICsばかりでなく、一般的な中小企業の中にも、社会的企業に類似した信条・倫理観を基に、利益最大化よりも地域社会への貢献、あるいは地域社会との共存を重視する企業が少なくないため、その法的位置づけを明らかにして、地域開発政策と中小企業政策の一体化に整合的な会社関連法制を整備しているのである。

## 結語—欧州・英国の中小企業政策の評価と日本への含意

中小企業政策についてストーリー (2004) は「市場の失敗」にその論拠を求めているが、同時に、政策による「介入後のコストを勘案した後においても介入後の厚生の改善が示される場合のみ正当化される」ことも指摘している (前掲注49、264頁。傍点筆者)。経済理論での社会的厚生を計量分析しても効果が不明確な場合が少なくないこともあり、中小企業政策は「つぎはぎだらけ」で経済政策として効果的ではないと評価されることがある。

しかし、リーマンショック後、資本主義経済

には「社会全体に対する価値 (societal value)」も求められるという欧州特有の理念がEU域内で復権しており、経済と社会を不可分と考える「包摂的経済」モデルが指向されている。中小企業政策は経済政策としてだけでなく社会政策としての性格も帯びているが<sup>107</sup>、過度に社会的側面を重視すると経済効率性が悪化するため、近年、欧州や英国では民間の活力を一層採り入れるために、多様なステークホルダーとの連携による地域開発政策と中小企業政策の一体化を一段と重視している。

日本では、長期化している開・廃業率の逆転の解消と地方創生が喫緊の課題となっているため、以下では、欧州・英国の政策から得られる含意を述べる。

第一に、初等教育から高等教育の各段階にいたる、起業家教育の制度化が重要である。特に、教育者にビジネス教育のスキルを涵養するためにも、産業界の関与が有効であろう。加えて、受けた教育を個人毎に認定するトラックレコードも構築すれば、創業したばかりの個人自営業者のスキルがある程度明らかになるため、その自営業者から財・サービスを購入することを検討する者にとって、リスクや不確実性の軽減にも寄与するだろう。

第二に、多様なステークホルダーの連携によって、地域開発政策に中小企業政策を統合することが重要であろう。現在、日本では、ほとんどの自治体が地方版創生戦略の策定に取り組んでいる。しかし、自治体のビジネス感覚が当該地域の企業よりも優れている保証はない。

<sup>107</sup> 中小企業 (の経営者や従業員) への保護的な政策は「社会政策」で行うべきと主張されうが、「社会政策」と「経済政策としての中小企業政策」の明確な区分は必ずしも容易でない。

このため、地域の民間企業や社会的企業の知見を戦略に取り込むことが重要である。さらに英国のLEPsからは、単一の自治体だけではなく、地域の経済的機能に適合した政策を複数の自治体が連携して実施することが重要な場合もあることが示唆されている。

第三に、英国の2006年会社法172条（会社の成功を促進する義務）やCICsのような地域社会の利益にとって支援的な会社関連法制を整備することも、地方創生に対する企業一般と

国民の理解促進と意識向上にとって意味があると思量される。

今後の研究課題としては、①今後の英国の政策展開、②英国以外の欧州主要国や米国の政策、及び③社会的企業の役割・貢献を含む包摂的経済モデルにおける中小企業政策の効果の測定方法の検討、を挙げておく。

最後に、本稿が中小企業による地域活性化とその政策に関連する方々に多少とも参考になれば幸いであることを記して筆をおく。

#### 【主要英文略語凡例】（アルファベット順）

A-Levels : The General Certificate of Education Advanced Level 〈英国〉

BBB: British Business Bank (英国ビジネス銀行) 〈英国〉

BBBIP : British Business Bank Investment Programme (英国ビジネス銀行投資プログラム) 〈英国〉

BBfA : Better Business for All (全企業のためのより良いビジネス) 〈英国〉

BFP : Business Finance Partnership (企業金融パートナーシップ) 〈英国〉

BGF : Business Growth Fund (ビジネス成長ファンド) 〈英国〉

BIS : Department for Business, Innovation & Skills (ビジネス・イノベーション・スキル省) 〈英国〉

BTEC : Business and Technology Education Council 〈英国〉

CCs : charitable companies (慈善会社) 〈英国〉

CF : Cohesion Fund (結束基金) 〈EU〉

CICs : community interest companies (コミュニティ利益会社) 〈英国〉

COSME : the EU programme for the Competitiveness of Enterprises and Small and Medium-sized Enterprises (SMEs) (企業競争力と中小企業のためのEUプログラム) 〈EU〉

DMO : Debt Management Office (債務管理庁) 〈英国〉

EAFRD : European Agricultural Fund for Rural Development (農業地帯の開発のための基金) 〈EU〉

EC : European Commission (欧州委員会) 〈EU〉

EEN : Enterprise Europe Network (欧州企業ネットワーク) 〈EU〉

EFG (1) : Equity Facility for Growth (成長資本制度) 〈EU〉

EFG (2) : Enterprise Finance Guarantee (企業金融保証) 〈英国〉

EIB : European Investment Bank (欧州投資銀行) 〈EU〉

EIF : European Investment Fund (欧州投資ファンド) 〈EU〉

EMFF : European Maritime and Fisheries Fund (海事・漁業部門の開発のための基金) 〈EU〉

ERDF : European Regional Development Fund (欧州地域開発基金) 〈EU〉

ESF : European Social Fund (欧州社会基金) 〈EU〉

ESIF : European Structural and Investment Funds (欧州での地域開発のための資金供給に対する政策枠組みの総称。ERDF,ESF,CF,EAFRD,EMFFで構成される) 〈EU〉

ESLD : Centre for Entrepreneurship, SMEs and Local Development (起業家精神・中小企業及び地方開発センター) 〈OECD〉

EZ : Enterprise Zones (エンタープライズ・ゾーン) 〈英国〉

FEER : Future Earnings and Employability Record (将来収入・エンプロイアビリティ履歴) 〈英国〉

FLS : Funding for Lending Scheme (貸付用資金調達スキーム) 〈英国〉  
FSB : Federation of Small Businesses 〈英国〉  
GCSEs: General Certificate of Secondary Education 〈英国〉  
LEP (s) : Local Enterprise Partnership (s) 〈英国〉  
LGF : Loan Guarantee Facility (ローン保証制度) 〈EU〉  
NHS : National Health Service (国民保健サービス)  
Ofsted : Office for Standards in Education, Children's Services and Skills 〈英国〉  
PQQ : Pre-Qualification Questionnaires (資格認定前調査書) 〈英国〉

RDAs : Regional Development Agencies (地域開発庁) 〈英国〉  
RGF : Regional Growth Fund (地域成長基金) 〈英国〉  
SBA : A Small Business Act for Europe (欧州中小企業議定書) 〈EU〉  
SBS : Small Business Service 〈英国〉  
SEIS : Seed Enterprise Investment Scheme (シード会社投資スキーム) 〈英国〉  
SULC : Start Up Loans Company (スタートアップ・ローン・カンパニー) 〈英国〉  
UKIIF : UK Innovation Investment Fund (英国イノベーション投資ファンド) 〈英国〉

## 【参考・引用文献】

### 1. 邦文

- 1.1 英国の中小企業政策に関する主要な研究 (訳書を含む) (発表順(訳書は原著の公表時点が基準))
- ボルトン委員会 (1974) 『英国の中小企業 (ボルトン委員会報告書)』 (商工組合中央金庫調査部訳)、(原著 The Committee of Inquiry on Small Firms (1971), "Small Firms" Report of the Committee of Inquiry on Small Firms, Her Britannic Majesty's Stationary Office)。
  - 瀧澤菊太郎 (1975) 「最近の英国における中小企業観」 商工金融25巻7号、3～26頁。
  - 浜田康行 (1985) 「イギリスの中小企業政策」 商工金融35巻5号、3～34頁。
  - 渡辺幸男 (1987) 「英国中小企業政策の最近の動向とその特徴」 商工金融62巻8号、3頁。
  - 三井逸友 (1989a,b) 「英国における『中小企業政策』と『新規開業促進政策』(1)(2)」 駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』20巻第4号所収 (1989a)、69～125頁、<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/22058/KJ00005117117.pdf>、21巻第1号所収 (1989b)、51～154頁、<http://repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/22063/KJ00005119684.pdf>。
  - ストーリー、D.J. (2004) 『アントレプレナーシップ入門』 (忽那憲治=安田武彦=高橋徳行訳) 有斐閣 (原著: David J. Storey, Understanding the Small Business Sector (1994))。
  - 高田亮爾 (1998) 「イギリスにおける中小企業問題と政策」 商工金融48巻11号、3～19頁。

- 三井逸友 (1999) 「今日の英国中小企業政策」 駒沢大学経済学会『駒沢大学経済論集』30巻第2・3合併号所収、<http://www.asahi-net.or.jp/~MQ7I-MTI/mit/BP01.htm>
  - 国民生活金融公庫 (2001) 「英国の中小企業政策に学ぶ-企業の可能性を引き出す競争インフラ-」 国民生活金融公庫『調査月報』No.478、6～19頁。
  - 岡田浩一 (2002) 「イギリスの中小企業政策-サッチャー政権からブレア政権まで-」 福島久一編著『中小企業政策の国際比較』新評論、155～167頁。
  - ブラックバーン、ロバート・(2003) 「英国中小企業の現状」 (吉田裕訳) 信金中金月報2巻5号、1～22頁。
  - 三井逸友 (2004a) 「英国における中小企業政策と自営業、新規開業」 国民生活金融公庫総合研究所『自営業再考-自ら働く場を創出する「自己雇用者」』 中小企業リサーチセンター、129～184頁。
  - 三井逸友 (2004b) 「地域イノベーションシステムと地域経済復活の道」 信金中金月報3巻13号、2～25頁、<http://www.scbri.jp/PDFgeppou/2004/2004-12.pdf>。
  - 渡辺俊三 (2010) 『イギリスの中小企業政策』 同友館。
  - 三菱総合研究所 (2011) 『平成22年度海外の中小企業・中小企業政策調査に関する委託事業報告書(施策編)』 (中小企業庁委託)、95～157頁、[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2011fy/E002543.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E002543.pdf)
- 1.2 その他 (五十音順)
- 阿部彩 (2007) 「日本における社会的排除の実態とその要因」 季刊社会保障研究43巻1号、27～40頁、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/>

- pdf/18429204.pdf.
- 国土交通省「各国の国土政策の概要 英国（イングランド）の地域政策」（<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/international/spw/general/uk/>
  - シュムペーター、ジョセフ・A・(1980)『経済発展の理論』（塩野谷祐一=中山伊知郎=東畑精一訳）改訳第1刷、岩波書店。
  - 藤野洋（2012）『『企業の社会的責任（CSR）』に関する研究—中小企業への適用についての考察—（抄録）』商工金融62巻9号（2012）、20～85頁。
  - 藤野洋（2015）「日本のイノベーション・エコシステムに対するベンチャー・ファイナンスの課題（概要）（上）」商工金融65巻8号、52～91頁。
  - 正井章彦（2013）「会社法とコーポレート・ガバナンスに関するEUの行動計画—解説と評価—」（下）国際商事法務41巻7号、821頁。
  - 三井逸友（2011）『中小企業政策と「中小企業憲章」—日欧比較の21世紀』花伝社。
  - 村本孜（2013）「中小企業憲章の制定とその意義—中小企業政策のイノベーション—」成城大学経済研究所研究報告No.65,<http://www.seijo.ac.jp/files/www.seijo.ac.jp/univ/keiken/kankou/index/green65.pdf>
  - 安江英行（2010）「日米英のコーポレート・ガバナンスの状況と比較分析（上）」旬刊商事法務1904号、25頁。
2. 英文（図表の資料出所を除く）
- 2.1 EUでの起業家教育の国家戦略化に関連するもの（アルファベット順）
- EC（2009b）, Entrepreneurship in Vocational Education and Training : Final report of the Expert Group,[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/smes/vocational/entr\\_voca\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/smes/vocational/entr_voca_en.pdf).
  - EC（2012a）, Entrepreneurship Education at School in Europe, [http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic\\_reports/135EN.pdf](http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/documents/thematic_reports/135EN.pdf).
  - EC（2012b）, Effects and impact of entrepreneurship programmes in higher education, [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/files/education/effects\\_impact\\_high\\_edu\\_final\\_report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/promoting-entrepreneurship/files/education/effects_impact_high_edu_final_report_en.pdf).
- 2.2 その他（アルファベット順）
- BIS（2010）, Local growth: realising every place's potential ,[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf)
  - BIS（2014a）, Regional Growth Fund: annual monitoring report,[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/367142/bis-14-974-RGF-annual-monitoring-report-2014.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/367142/bis-14-974-RGF-annual-monitoring-report-2014.pdf)
  - BIS（2014b）, LEP Assurance Framework, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf)
  - BIS（2015）, MAPPING LOCAL COMPARATIVE ADVANTAGES IN INNOVATION : Framework and indicators, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/440755/bis-15-344-mapping-local-comparative-advantages-in-innovation-framework-and-indicators.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/440755/bis-15-344-mapping-local-comparative-advantages-in-innovation-framework-and-indicators.pdf)
  - BIS Better Regulation Delivery Office（2015）, Better Business for All: Review of Progress,[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/430085/15-298-bbfa-review-of-progress.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/430085/15-298-bbfa-review-of-progress.pdf)
  - Department for Communities and Local Government（2015）, The Growing Places Fund: Investing in Infrastructure, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/458246/Growing\\_Places\\_Fund\\_-\\_Sept\\_2015\\_update.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/458246/Growing_Places_Fund_-_Sept_2015_update.pdf)
  - EC（2008）, “Think Small First” : A “Small Business Act” for Europe, COM（2008）394, <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52008DC0394&from=EN>
  - EC（2009a）, Report on the implementation of the SBA, COM（2009）680, [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/small-business-act/implementation/files/sba\\_imp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/small-business-act/implementation/files/sba_imp_en.pdf).
  - EC（2013）, How to use Structural Funds for SME & Entrepreneurship Policy : Guidebook Series How to support SME Policy from Structural Funds No.6,[http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no.6\\_cookbook\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no.6_cookbook_en.pdf)
  - EC（2014a）, Annual Report on European SMEs 2013/2014 – A Partial and Fragile Recovery, <http://>

- ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/facts-figures-analysis/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014\_en.pdf.
- EC (2014b), Regional implementation of the SBA : Guidebook Series How to support SME Policy from Structural Funds No.5, [http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no5\\_regional\\_imp\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/regional-sme-policies/documents/no5_regional_imp_en.pdf)
  - FSB (2014), THE FUTURE OF LOCAL ENTERPRISE PARTNERSHIPS: THE SMALL BUSINESS PERSPECTIVE, <http://www.fsb.org.uk/policy/assets/fsb-making-leps-support-small-business-better.pdf>
  - Lord Young (2012), MAKE BUSINESS YOUR BUSINESS : SUPPORTING THE START-UP AND DEVELOPMENT OF SMALL BUSINESS, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/32245/12-827-make-business-your-business-report-on-start-ups.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32245/12-827-make-business-your-business-report-on-start-ups.pdf)
  - Lord Young (2013), GROWING YOUR BUSINESS : A REPORT ON GROWING MICRO BUSINESSES, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/197726/bis-13-729-growing-your-business-a-report-on-growing-micro-businesses.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/197726/bis-13-729-growing-your-business-a-report-on-growing-micro-businesses.pdf)
  - Lord Young (2014), Enterprise for All : The relevance of Enterprise in Education, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/338749/EnterpriseforAll-lowres-200614.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/338749/EnterpriseforAll-lowres-200614.pdf)
  - Lord Young (2015), THE REPORT ON SMALL FIRMS 2010-2015 BY THE PRIME MINISTER'S ADVISOR ON ENTERPRISE, [https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/402897/Lord\\_Young\\_s\\_enterprise\\_report-web\\_version\\_final.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/402897/Lord_Young_s_enterprise_report-web_version_final.pdf)
  - OECD (2010), Chair's Summary of 'BOLOGNA+10' HIGH-LEVEL MEETING ON LESSONS FROM THE GLOBAL CRISIS AND THE WAY FORWARD TO JOB CREATION AND GROWTH held in PARIS, 17-18 NOVEMBER 2010 (WORKING PARTY ON SMES AND ENTREPRENEURSHIP (WPSMEE)), <http://www.oecd.org/cfe/smes/46476553.pdf>.
  - OECD (2012), Promoting Growth in All Regions, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264174634-en>.
  - OECD (2014a), Job Creation and Local Economic Development, OECD Publishing, doi: 10.1787/9789264215009-en
  - OECD (2014b), Innovation and Modernising the Rural Economy, OECD Publishing, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264205390-en>